平成20年第2回嬉野市議会定例会会議録													
招集年月日	平成20年6月6日												
招集場所	嬉野市議会議場												
開閉会日時	開議	平成20年6月13日				午前10時00分		議	長	Щ	П	要	
及び宣告	散会	平成20年6月13日			午後2時32分		議長山		П	要			
	議席 番号	氏 名		出欠	議席 番号		氏	名		出欠			
	1番	小	田	寛	之	出	12番	太	田	重	喜	出	
	2番	大	島	恒	典	出	13番	Щ	П	榮	_	出	
	3番	梶	原	睦	也	出	14番	野	副	道	夫	出	
	4番	秋	月	留身	 美子	出	15番						
応 (不応) 招	5番	園	田	浩	之	出	16番	副	島	敏	之	出	
議員及び出席並びに欠席議員	6番	副	島	孝	裕	出	17番	田	口	好	秋	出	
	7番	田	中	政	司	出	18番	西	村	信	夫	出	
	8番	Ш	原		等	出	19番	平	野	昭	義	出	
	9番	織	田	菊	男	出	20番	Щ	田	伊包	生男	出	
	10番	芦	塚	典	子	出	21番	山	口	栄	秋	出	
	11番	神	近	勝	彦	出	22番	山	П		要	出	

地方自治法	市長	谷	П	太一郎	保健環境課長(本庁)	ЩП	久	義
	副市長	古	賀	一 也	こども課長(本庁)	井上	嘉	徳
	教 育 長	杉	﨑	士郎	農林課長(本庁)	宮崎	和	則
	会計管理者	Щ	П	克美	農業委員会事務局長	中島	直	宏
	嬉野総合支所長	岸	JII	久 一	建設課長(本庁)	松尾	龍	則
	総務部長・市民生活部長兼務	森		育 男	学校教育課長	福田	義	紀
第121条の規定	企 画 部 長	田	代	勇	社会教育課長	江 口	常	雄
により説明のため議会に出席	福祉部長	大	森	紹 正	総務課長(支所)	坂本	健	
した者の職氏名	産業振興部長・まち整備部長兼務	江	П	幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永	賢	治
	教育次長	桑	原	秋 則	保健環境課長(支所)	池田	博	幸
	総務課長(本庁)	片	Щ	義郎	農林課長(支所)	松尾	保	幸
	財政課長	田	中	明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬		真
	企画課長	Ξ	根	清和	建設課長(支所)	一ノ瀬	良	昭
	地域振興課長(本庁)	中	島	文二郎	水道課長			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	宮	田	富夫				

平成20年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年6月13日(金) 本会議第4日目 午前10時 開 議

日程第1 議案質疑

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (嬉野市税条例の一部を改正する条例)

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (嬉野市手数料条例の一部を改正する条例)

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて (嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて (平成19年度嬉野市一般会計補正予算(第7号))

議案第44号 嬉野市定住促進条例について

議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について

議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について

議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について

議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について

議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について

議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について

議案第54号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算(第1号)

議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別 会計補正予算(第1号)

議案第58号 嬉野市教育委員会委員の任命について

発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前10時 開議

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。本日から議案質疑となっております。皆様方の活発なる御議論を期待しておきたいと思います。

また、傍聴者の方におかれましては、わざわざ当市議会に傍聴にお越しいただきまして、 大変ありがとうございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市税条例の一部を改正する条例)の質疑を行います。

質疑ありませんか。山田議員。

〇20番 (山田伊佐男君)

専決ですけれども、まず、条例の中身については理解を示すわけですけれども、非常に愚問になるわけですけれども、5ページですね。法人の区分についてわかるんですが、この「税率」という文言が入っておるんですけどね。これ単純なことなんですけれども、税率といえば、税金の割合とか比率という解釈もなされるわけですよね。この税率の中に「年額50,000円」とかなっているわけなんで、この税率というのはやっぱり見直して、「税額」なり「課税額」に修正するのが妥当ではないかと、文言の問題ですけどね。そこら辺についてはどうお考えですか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長。

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えをいたします。

税条例におきまして、法人区分の欄で「税率」というふうに確かになっております。これ につきましては、地方税法、これも「税率」というふうになっております。

それと、市税条例の、いわゆる準則になりますけれども、これも「税率」ということで国のほうから流れてまいります。そういうことで、税条例のほうにつきましても「税率」という用語を使用させていただいているところです。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

確かにそうでしょうけどね、税率ではないですよね、中身的に見ればですね。税額ですよ。 よかったら何かの機会があれば、上部にそのような意見も言ってもらいたいと思います。

以上です。答弁要りません。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市手数料条例の一部を改 正する条例)の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)の質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

多分これは後期高齢者保険制度の導入に伴う見直しだというふうに思いますけれども、非常に細分化されているわけですよね。資料でいけば、16、17ページということで、新旧対照表があるわけですけれども、若干私、数値をはめてずっとやったわけなんですけれども、単純に申し上げて、こういうふうに、例えば世帯別平等割額がですね、従来は1世帯について38千円とするというふうになっていたわけですけれども、これを細分化を物すごくしておるわけですよね。それについて細分化された理由だけお伺いをいたしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えをいたします。

これについては後期高齢者医療制度の創設に伴って改定をされたものでございますけれども、今回、後期高齢者に移行した方がいる世帯で、残る方が単身世帯となられるところが特定世帯という呼び方でされております。これについては、例えば、2人高齢者の方がいらして、1人が後期高齢、1人が国保に残るという場合ですね、その1人の世帯については特定世帯、さらに、例えば息子さん夫婦とか子供さん含めて社会保険であったという方がおられても、国保世帯員が1人であれば、特定世帯ということで発生をしておりますので、この特定世帯については、2分の1の減額を行うということで改正をされておりまして、後々の減額についても、7割、5割、2割についても、これに伴って医療分と支援金分に分かれた分でそれぞれに記載をするという形で今回計上しておるところでございます。

以上です。

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

医療分と支援金の分が分けてあること、それに理解をするわけですけれども、例えば、モデル案として、そういうふうなのを明らかにできないですか、担当課としてですよ。例えば、5人家族おって、そこら辺の、要するにこの税条例が変わることによって、どういうふうに市民の負担が変わってくるのか、一例があればお示しいただければ、非常にわかりやすいと思いますけれども、そこら辺について何かお持ちですか。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えをいたします。

後期高齢者に移行される方については、単身世帯については、すべて保険料については安くなりますけれども、例えば、2人とも後期高齢者でいく方について、2割軽減世帯とか、5割軽減世帯の方で年金収入だけというような形の中で、御主人が2,450千円の年金をもらっている方とか、奥さんが1,500千円とかもらっている方の普通世帯については減額になりますけれども、例えば、7割軽減世帯で御主人が1,530千円の年金、奥さんが1,500千円の年金をもらっている方については、後期高齢者医療に移行した場合には税額がふえるというような状況になります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

要するに、単純な言い方をすれば、世帯数が大きければ、要するに負担は増加するという ふうに判断できるんですよね。そこら辺について、私はそれを文教厚生委員会に出されてお るかどうかわかりませんけれども、計算をずっとしよったんですよね。確かに世帯数がふえ れば、要するに従前の保険税額より高くなるというのは間違いないというふうに判断してい いですよね。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えをいたします。

ケース・バイ・ケースという状況になるわけですけれども、今回低所得者については負担 がふえるというような状況にもなっておりますけれども、いずれにしても、年金額の収入等 によって、軽減がきいて安くなるところ、高くなるところが発生をするというような状況に なっておりまして、必ずしも軽減されたからまたさらに安くなるとかいう状況じゃないということになっております。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

関連質問ですけれども、後期高齢者の問題でこの条例に当たっては、賦課限度額を560千円ということで、医療費区分が470千円、それから後期高齢者の支援部分が120千円ということで明記されておりますけれども、この支援金が120千円ということに当たっては、この佐賀県の連合会で決定された部分なのか、各市の持ち前なのか、高齢者に応じた持ち前なのか、その点をお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えをいたします。

これについては、今回の後期高齢者の創設に伴って支援金がということで医療分については470千円ということと、支援金については120千円ということで決められておりますので、これに基づいて、通達に基づいてうちが今回提示をしているというところでございます。 以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

いや、これは佐賀県の後期高齢者の広域連合で決定されたものなのか、それとも、国の指導で決定されたものか、あるいは嬉野市の75歳以上の対象者によって120千円が示されたのか、その点お尋ねしております。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えをいたします。

これは広域連合じゃなく、国の通達に基づいてということで今回改正をしておるところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。 ——ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度嬉野市一般会計補 正予算(第7号))の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 嬉野市定住促進条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平 野議員。

〇19番 (平野昭義君)

この条例は、私非常に歓迎する条例じゃないかと思っておりますけど、1つ2つお尋ねすることは、嬉野市において、過去、例えば3年ぐらいでここにつくったらこうなったというふうな、いわゆる新築とか、あるいは古い家を買った人とか、そういうふうな調査をされて、こういうような提案がされたのか。ただ、漠然とよその例を見てされたのか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

今回の嬉野市の定住促進条例につきましては、これは隣接の市町等の動向でもこういった 条例が各地で制定をされております。本議会におきましても、従前からこういった定住促進 についての支援策をというような議論がなされております。それに基づきまして、今回市で は新たにこういった条例を制定したものでございます。

過去の転入による新築をされた方ということにつきましては、これは19年度の例で把握している分につきまして、転入により新築をされた件数につきましては、塩田地区で4戸、嬉野地区で6戸、これは19年度でございます。合計の10戸というようなことで、大体転入世帯の2割程度がそういった新築による転入ではないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番(平野昭義君)

例えば、27ページに関係資料がありますけど、夫婦と子供が3人おったと。そういうふうな状態で新築してこられた場合には最高――これは全部でね、誘致企業による進出も入れた場合の最高額は幾ら支援がありますかね。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

おはようございます。お答えしたいと思います。

御夫婦で子供さん3人ですね。しかも、3人目の方が扶養の対象になっていると仮定いた しまして、別表に掲げておりますのがすべて該当いたしますと、1,200千円の交付額という ことになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。3回目ですよ。

〇19番 (平野昭義君)

それでは、最後ですけど、このことについて団塊の世代とか、いろいろ一般質問でありましたけど、なるほど条例はつくった、何も努力せんとですね、自然でも先ほど言われたような10件くらいはあったという話ですけど、さらにこういうことを、あら、そんなら私も3年以内にするはずやったということもあるかもわからんし、ですから、そういうふうな、いわゆる広報活動、そういうふうな点については早速用意されておるものなのか、そして、目標は年間どのくらいされておるのか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長(三根清和君)

お答えいたします。

PRについては、この議会終了後すぐ行いたいと思います。

予定でございますが、今部長が答弁いたしましたように、年間10世帯ぐらい入ってきておりますので、これ以上はぜひ確保したいということで思っております。10世帯以上はぜひ確保したいということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

市外に5年以上居住する者を対象としたというその理由と、それともう1つは県下におけるこういう条例、現時点で定住促進条例を制定している自治体はどのくらいというふうに把握されているのか、お伺いします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

5年以上というのは、これはUターンの方も含めたというところで掲げております。もと もと嬉野市の方が5年以上たった後に戻ってくる場合にも該当するよということで、これを 定めております。

また、県内の状況でございますが、近くで言いますと太良町、それから武雄市、伊万里市、 多久市、玄海町がされております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

3年という自治体もあるんですよね、それは参考までですけど。じゃあ、その近隣の自治体がほとんど同じ条例をつくっておるわけですよね。この条例の適用を受けて、果たしてどのぐらいの人が県外、市外から来られるかというのは、ちょっと疑問な点もあるんですけれども、そこでPRの方法がかなり重要になるんじゃないかなと思いますけれども、そのPRの手法については、担当課としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

まずは市内の方々に行いたいと思います。ぜひ市内の方々が、嬉野市ではこういう特例といいますかね、転入の特例があるから、お知らせしていただくというのをまず先にやりたいというふうに思います。それとあと近隣ですね、近隣の市町村へPR、それと一番は最近ではやっぱりホームページじゃないかと思いますので、ホームページにも大々的に載せていきたい。ほかに市報とかいろんな手法がございますので、あらゆる情報を使って行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか、山田議員。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)田中議員。

〇7番(田中政司君)

近隣の太良町、武雄市、伊万里市、玄海町等で定住促進条例が制定をされているわけですが、名前からいって、いわゆる定住を促進、要するに先ほど10件ぐらいという――をふえるようなことを期待しておられるわけですが、近隣の市町村の設定された、例えば多久市なんかと比較すると、はっきり言ってかなり見劣りをすると思うんですよ。条例の内容がですね、金額その他。この別表に金額を掲げてあるわけなんですが、ここら辺のですね、いわゆる住宅1戸につき500千円、同居する世帯員1人につき50千円、ここら辺の別表の根拠あたり説

明をいただけますか。金額の根拠。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

金額の根拠については、今御発言のとおり、大体ほかの市町村と合わせております。一番はうちの目玉としておりますのは、一番最後の企業誘致による進出企業に勤務する場合は、これは50千円またプラスということで、これについてはほかの市町村にもございません。

また、多久市との比較ということでございますが、多久市が先ほどの御質問ありました御夫婦と子供3人様が入ってこられた場合1,250千円という内容になっており、うちが1,200千円ですので、50千円の差があるかなとは思いますけれども、そういう近隣のところに大体合わせた金額ということで設定をいたしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

今、私も多久市の資料を持ち合わせていないので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、たしか固定資産税の減免とか、そこら辺も多分多久市はあったと思うんですよね。 課長その点いかがですか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

ちょっと私の資料では、その減免はございませんけど。 以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

いずれにしても、嬉野市が本当に定住促進をするつもりでの条例を制定するならば、やはり他の市町村に、一番最後の世帯員1人につき50千円ということであるわけですが、企業誘致による進出企業と、はっきり言って、この議会でも再三出ていますが、なかなか進出企業はないわけですよ。努力はしておられますが、なかなか厳しい状態じゃないんですか。そういうことでのここの50千円というのは、確かにほかにはない目玉かもわかりませんが、やはりその上の市内業者の施工による新築住宅の場合300千円とあるわけですが、ここら辺の限度をもう少し上げてですよ、いわゆる市内業者による新築住宅、要するに市内の業者が家を

建てて、そこへ引っ越してくるというような場合の限度額、これをやはり1,000千円とか、それぐらいにすれば、当然自分たちの税金で、要するに金額を交付するわけですから、当然市内の業者さんにそれが返るという形になりますので、それぐらいの何か目玉をぜひつけていただきたいというふうに思いますけど、市長その点どういうふうにお考えですか。これによって、定住を促進、要するにたくさん来て、嬉野市に移り住んでもらおうという気持ちのあらわれの条例制定ならば、もう少し他の市町村と比較しても、目玉になるような制定の仕方――要するに条例のつくり方があってよかったんじゃないかと思うんですが、市長いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

御意見については十分理解いたしますけれども、先ほど担当課長が申し上げましたように、ほかの市町村との比較もしながらつくりました。それで、今回の条例の目的とするところは、やはり1つのきっかけとして、嬉野市のほうにということを目指しておるわけでございますが、やはり基本的にはきのうまでの議論でるるありましたように、やはり住宅の適地の問題とか、また、私どものまちづくりの問題とか、そういうものをやはり特色あるものにしていって、そこでこの動きを加速させていくということも大事ではないかなというふうにも同時に考えたわけでございますので、今回このような形で提案させていただいて、その他、補足するものにつきましては、きのうまでもいろいろ御意見いただいておりますので、努力をさせていただいて、そして、嬉野市への定住促進を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

今、田中議員が質問をされましたけれども、額については近隣の市町村と足並みをそろえたというような答弁がございました。近隣の市町村と足並みをそろえるということは、地理的に、あるいは条件的に嬉野市が一歩先に抜きんでていないというと、同じ金額の中で本当に嬉野市に入ってくるだろうかという疑問を持つわけですね。だから、そういう意味でも金額の問題、あるいは固定資産の問題その他もろもろありましょうけれども、やはり他の市町村よりも、もっと魅力があるような、こういった数字の配列というのも必要じゃなかったかというふうに思うわけです。そこら辺については考えは、担当課としてはされなかったわけですか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

お答えいたします。

金額の問題につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたように、隣接市町等のことも考慮いたしております。確かにこの住宅1戸につき500千円というような部分が1,000千円であったり、350千円であったりという、各市町の立地をしている状況において、この金額はばらばらでございます。玄海町につきましても1,000千円とか大きな金額が出ております。そういったことも加味をしております。

それで、先ほどちょっと申し上げましたけど、企業誘致につきましては、これは県内企業に誘致をされた企業に勤めていらっしゃる方ということで、必ずしも市内の誘致企業というものだけを対象にせずに、例えば、武雄市とか伊万里市とか、そういったところの住まいは嬉野市においても勤め先が県内に誘致をされた企業にUターンとか、あるいは I ターンとか、そういった形で来られた方も対象にしておりますので、そこら辺については門戸を広げた条例にしているかと思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

お話を聞いておりますと、どうしても近隣の市町と合わせざるを得なかったような話なんですが、やはり本当に定住人口をふやして、そして、嬉野市の行政を活性化させたいというお気持ちがあるとするならば、やはりよその市町村よりももう一歩抜きんでて、魅力ある嬉野市になってこなければならないというふうに私は理解をするわけですね。だから、そういう意味でも、ぜひひとつここら辺の金額については御検討いただいてやらないと、ややもすれば、もう同じ金額なら武雄市のほうがいい、あるいは太良町のほうがいい、多久市のほうがいいというふうなですね、近隣の市町村にもいっぱいこういうのはあるわけですから、そういったところに流れていく可能性というのも十分に考えられるわけですから、そこら辺の考え直しとかというようなところは頭にはありませんか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

別表で掲げております金額につきましてのことでございますけど、一応こういった形で全体的にすれば、隣接の市町と見比べても見劣りはしないと。高いとは申しませんけど、見劣りはしないぐらいの内容にはなっているかというふうに考えております。先ほど市長申され

ましたとおり、嬉野市のまちづくりで魅力あるまちをつくるということで、必ずしも奨励金だけでのまちづくりじゃございませんけど、企業誘致に努め、就労の場の確保とか、そういったほかの意味でのまちづくりにも努力をしながら、この定住促進条例の奨励金も生かしていきたいと、そういうふうな考え方を持っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

おっしゃることもわかりはするわけですけれども、やはり本当にこれから先のまちづくりというのを考える中では、やはり数字の組みかえというのも必要じゃないかというふうに私は思っております。したがって、そのような方向で考えていただきたいということをぜひお願いしておきたい。

それからもう1点は、第4条の2項の中に、奨励金の返還の問題が掲載をされております。 2項の中では、やむを得ない特別の事由があるときは返還をせんでもいいよということなん ですが、このやむを得ない事由というのは、例えば、火災、天災等で家屋を崩壊したという ようなときには、恐らくここに該当してくるだろうというふうに思うんですけど、このほか にも何か考えられますか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

議員おっしゃられるとおり、ここでやむを得ない事情というのは天災とか火災とかを、特に災害関係を想定しております。特に、どういった事例が出てくるか、ちょっと想像はつきませんけど、一応想定としましては、そういった天災、地災関係を考えております。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

〇17番(田口好秋君)

私ですね、この条例制定、確かに大賛成です。この条例とあわせて、市長にこれはお尋ねしますが、いわゆる市営の、例えば、のぞえ団地を塩田町みたいに造成したような、そういった市営の住宅団地を開発するということとあわせてやれば、要するに販売促進に非常に有効じゃないかなと思うわけですね。そういったことを考えれば、この附則の中で、3年間とあります。こういったものはやっぱり住宅団地が完成してからもう少し期間があるよというようなことを最初からしておかないと、3年間では住宅団地はできないわけですね、恐らく今からかかっても。どんなに急いでもやっぱり3年は十分かかると思います。そういった意味で、3年間じゃなくて、これを5年間ぐらいするとか、そういったこととあわせて、先ほ

ど私が申し上げました住宅団地の造成もあわせた考えは持っておられるのか、今まで議会でいるんなことが人口増加対策で質問ありましたが、そういったことは市長の頭の中にありますか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

きのうまでの議論の中で、同様の趣旨の御発言があっておるわけでございまして、それに つきましては私も答弁をさせていただきました。それで、私どものいわゆる市有の適地とい いますか、そういうものも幾らかはございますし、また、市内でそれぞれの民間の方が努力 をしておられます。そういう皆さん方と提携できればということでお答えをしたわけでござ いますので、今御発言のような団地の造成等につきましても、やはり幅広くとらえていきた いと考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

そういうことであれば、ぜひしていただきたいと。だから、ここの3年というのをですね、 それは途中でまた条例の改正、一部改正でいいかと思いますが、そういったことをあわせて お願いしたいなと。それともう1つは、先ほどから出ておるような、目玉になるようなもの を、できたらなおさらこの条例そのものが生きてくるんじゃないかと思います。答弁要りま せん。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

私も野副議員、また田中議員の先ほどの質問趣旨と同じであります。定住促進については、 一昨年前から何とか早くつくりましょうということで言ってきたわけで、やっと今回できた ことに関しては、本当に大賛成という立場であります。

しかし、先ほどありました300千円ですね、市内業者の施工による新築住宅の場合の住宅 1戸につき300千円。このあたりがやはり若干ぬるいなと。先ほどから議論があるように、 他市町村を見たときに、やはり横並びなんですよ、総額でいったときとか。あるいはこの条 例の中身とかですね。極端な例を言うと、太良町さんは住宅は1,000千円に上がりましたよ ね。新築で町内業者なんか500千円ですよね。最高で1,500千円という金額があるわけですよ。 それは太良町さんと嬉野市とすれば、地域的な格差というものがあるのは確かなんですが、 やはりそこらあたりの金額の格差というのも大きくあるわけなんですよね。だから、そうい うふうなことを考えたときに、やはり先ほどから田口議員も言われました。やはり嬉野市な らではの施策という金額を、やはりここで打ち出すべきだと、私も思うわけなんです。

税務課のほうにお聞きしたいのは、嬉野市に新たに土地を習得し、家を建てる、そういう方が仮に単年度計算でもいいし、5年度計算でもいい。新築した場合は減免措置があるので、そのあたりは考慮しなければいけないかもしれませんが、それを過ぎた段階なんですよね。4年目とか、4年目のときの税収として入ってくる金額、いろんな家族構成はあると思うんですけど、あくまでも標準と考えたとき、土地も極端に言うたら70坪とか、標準的な75坪とか、宅地にしても大体35坪から40坪とか、所得に対しても4,000千円とか、そういうふうな標準の家庭の中で、結局どれぐらいの嬉野市に対する税収が発生するのか、その点の試算は今お持ちでしょうか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

税務課にお尋ねでございますが、ちょっとうちのほうで試算をしておりますので、お答え したいと思います。

標準的な世帯ということで御了承いただきたいと思いますけれども、まず宅地を60坪取得されたと、200平米ですね。住宅が40坪ということで、御家族が夫婦と子供3人と。これはお二人とも県内進出企業に勤務という想定でございます。御主人の年収が4,000千円、奥さんが3,000千円と、御主人が3人とも扶養されているということでいきますと、まず、固定資産税でございますが、これは宅地住宅については軽減措置がございます。特に住宅が3年間は軽減がございますので、それらを計算しまして、5年間で481,600円、次は今度御夫婦の市民税でございますが、これが5年間で456千円ということになります。5年間の市税の収入が937,600円というふうになります。このほかに交付税の算定のときには、この御家族の数が算定になります。それが今、1人当たり十数万円ぐらい算定されると。あと、生活活動に係ります市内での購買とか、そういう投下費用ですね、これも幾らかあるんじゃないかということで、大体5年間すれば、この設定でいきますと、もとはとれるんじゃないかというふうな算定をいたしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

今の算定でいけば、結局5年間でこの交付要件の金額的なやつが相殺をされるような条件 だということなんですよね。ただし、家をつくるということは、言い方を変えれば、2世代、 3世代住んでいただくのが一番ベストなわけで、これから先100年、あるいは200年住んでいただくことが本当の意味であるわけなんですよ。そう考えたときに、これは10年スパンで考えれば、結局倍になるわけですよね。15年では3倍になると。やはりそれだけ税収として嬉野市内のほうには戻ってくるわけなんですよね。また先ほど言われたように購買のほうの波及もある。そういうことを考えれば、いかにして嬉野市に住んでいただくのかというのが一番の原点だと思うわけです。そうすれば、おのずと、やはり他市町村よりか嬉野市ならではというのを打ち出さなければいけない。

そして、もう1点がですね、結局市内業者の施工ということを打ち出すことによって、やはり市内業者の業界の活性化にもつながるわけですよね。家というものは、いろんな業種が携わって1軒の家が建っていくじゃないですか。基礎が始まり、大工さん、左官さん、瓦屋さん、電気屋さん、内部の装飾屋さん、いろんな結局業種が集まることによってできていくわけなんですよね。だから、これをいかにして市内の業者が魅力的かということも、やっぱり側面にもあるわけなんですよ。それを考えれば、結局ここで仮に300千円を1,000千円に上げても、将来的に5年後とかには、それ以上に税収として入ってくるという実際的な話が多分私はあると思うんですよね。だから、私はここの部分を執行部としては変えるべきだと。変えてほしいなじゃなくて、変えていただかなければ、これは嬉野市の条例として全く色がない。私はそがん思うわけですよ。それを変えることがまず私は先決だと思います。

もう2点目、先ほどPRについておっしゃいました。市報とか、それからホームページ、 それから市内の方とか市外の方にもアピールをしたい。市長は、一般質問のときに民間の力 をかりてというふうにおっしゃったわけなんですよ。こういう場合に、土地の不動産、ある いは家屋について一番動くのは何ですか。不動産会社、あるいはハウスメーカー、あるいは 建築関係の会社なんですよ。市内だけじゃなくて県内、あるいは県外のそういう民間の業者 にこれを配付しなければいけないんですよ。嬉野市はこういう条例をつくったんだと、他市 町村よりもこれだけ条件がいいんだと。それをせんと、あくまで去年が10件だといっても、 今20年度の着工件数、ほとんど市外からの着工件数は今のところ1件か2件しかないですよ。 これから伸びる可能性というのは余りないんですよ。それを考えれば、市長がおっしゃる民 間の力をもっと活用せにゃいかんわけですよ。あなた方が仮に家を建てるなら、まず土地を 探す。土地を探すためには不動産会社に行く。土地が見つかる。家を建てる。家を建てると きにハウスメーカーを見るんですよ。あれだけテレビで宣伝をしてあれば、それはみんなハ ウスメーカーさんのほうに行くんですよ。だから、そういうところに情報を絶対やっておか にゃいかんわけですよ。でも、この中で市内業者の施工による新築というこの条件がもっと あれば、家をつくる人は、いや、住宅メーカーさんに頼むよりも市内業者に頼めば、その分 自分たちにキックバックが来ると感じれば、市内の業者を使うようになるんですよ。そこま で考えて、やはり私は条例をつくらなければいけないと思うんですが、その点についていか

がですか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

お答えします。

定住促進条例のこの別表の中で、市内業者の施工に関する部分について300千円の金額につきましては、委員会の中でも御議論いただきました。今現実に家が建っている、家の形態が今かなり住宅メーカーによる住宅がほとんど七、八割はそうじゃないかと。いわゆる在来工法による、地場の大工さんによる伝統的な建物より最近のメーカーによる、そういった部分があって、この市内業者というとらえ方が非常に難しい議論になったわけです。その中で、結論的に申し上げますと、市内業者の規定を大体施工金額で3割以上の金額であれば市内業者とこの条項については認めていこうというような議論で、一応そういった要綱を考えております。

先ほどPRの問題等につきましても、議員のほうから御発言ございましたけど、確かにプレハブメーカー、あるいはそういった土地の取得に関しては不動産の関係が多々あるかと思いますので、もちろんそういった情報の提供には努めていきたいというふうに考えております。

ただ、この条例自体が定住の促進ということで、できるだけ多くの人に奨励金の対象を広げていきたいということで、基本的にはこの別表の一番上の住宅1戸につきという金額が、やっぱり一番の重要な問題でありまして、確かに市内業者の施工によるということで、地場産業の振興という意味も、この条例の中には含めておりますけど、この条例の目的が定住人口の、転入の促進ということで、できるだけ多くの人にこの条例を適用したいということで、金額的には住宅1戸が500千円、市内業者が300千円ということで、転入の促進という部分に、金額にウエートを置いた条例になっているかと、そういったことを想定いたしております。以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

今、要綱の件は言われましたけどね。それならね、逆に市内の方が新築する場合は不平不満出ると思うんですよ。よそから来た人間については税金を投入して、これだけの金額をやるのに、市内の方が新しく塩田地区から仮に嬉野地区に移転をすると。アパートから一軒家をつくると、そのとき何も出ないわけですよ。そういうときに、結局住宅1戸につき500千円、これでなくて市内業者というところで特典を与えていかんとね、何のために結局これだけの税金を使うのかという話になるわけです。それから、今3割以上と言われましたよね。

それならね、言い方はわかる、それはあくまでもハウスメーカーを基準にした考え方じゃな いですか。逆に地場産の工務店関係をいかに頑張ってしてやろうかという気持ち一切見えて いないじゃないですか。今、個人的な大工さんたちなんて朝5時ぐらいから佐賀とか福岡の ほうに出かけていっているんですよ。市内に結局木造の在来工法の家が建っていないから、 行っているんですよ。それはいろんな宣伝のやり方によって、ハウスメーカーが強いという のはわかるけれども、本来であれば、やはり在来工法の家が一番県産の材木を使いましょう と今アピールをやっている、市もやっている。在来工法が一番いいんですよ。ハウスメーカ ーがつくってみなさいよ。5年後の修繕なんかするときは、極端に言うたら電気関係でも地 元の業者が行くんですよ。それをつくった当時の電気屋さんなんか来ないんですよ。極端に 言うたら、地元が結局補修関係やるんですよ。だから、そういうのを考えたときに、このあ たりの市内業者がやれば、100%、丸々1,000千円ぐらいはやるんだと。3割以上と言われま したけど、3割以上のハウスメーカーのときには300千円しかやらないよと、それぐらいの 差別ばつくらんぎんた、せっかくのこの条例生きてこんし、そして、嬉野市内の業界もいっ ちょんようならんですよ。購買力も全然上がらんですよ。それぐらいやっぱり深う考えて、 定住促進はわかるけれども、側面の中には、やはり地場産の育成というものも隠れているん だと。これだけの税金を使ってやるんだから、それぐらいの考えでやっぱり深う考えてやら にゃいかんですよ。どうですか、市長。

〇議長(山口 要君)

答弁は。(「答弁、市長お願いします」と呼ぶ者あり)市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

議員の御発言のことは十分承知をいたします。そういうこともありまして、市内業者の施工による場合は300千円ということを設定したところでございまして、その点はお気持ちは十分わかりますので、PRをしていきたいというふうに考えております。

ただ、委員会の中でもやはり現実を踏まえて対応すべきという意見がありましたので、要綱等で整理をしていったというふうになっております。

そういうことで、もちろん私もいつも市内の、いわゆる建設、一人親方さんといいますか、 そういう方の総会にも毎回出て、いろんなお話をしてきております。そういう点で、以前か らこのことについては話をしておりましたので、まだそこらはこの条例が認めていただけれ ば、私どもとしては説明をさせていただいて、そして、ぜひこの条例を利用していただけれ ばと思っておるところでございます。

また、PRにつきましては、先ほど担当課長、言葉が足りませんでしたけど、当然、これは民間の、いわゆる宅建業者の方とか、建築業者の方とか、特に今頑張っておられる棟梁さんとか、そういう方にも御説明をして、そういう点はぜひこの条例を有効利用していただく

ように努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

〇6番(副島孝裕君)

ただいま数名の質疑があったわけですが、押しなべてこの辺をまとめてみますと、やはり 今回の定住促進条例には目玉がないというのが、それぞれの意見のように思われます。先ほ ど税についてのあれがありましたが、これは伊万里市に固定資産税の3年間免除というよう な項目がありますし、また、伊万里市には陶芸窯の設置については購入者に援助をすると。 やはりよそにないような、そういうふうな目玉が見られます。とすれば、嬉野市としても、 今まで意見が出ましたように、そういう目玉がぜひ必要じゃないかなと思うわけです。それ で、そういう、例えば、今の部長の答弁を聞いておりますと、まず住宅1戸につき500千円 を皆さんにということ。これは条例の趣旨自体が定住人口の増加を図る目的でありますので、 これはもう当然――しかし、先ほどお話がありましたように、既に玄海町ではそれが倍額の 1,000千円、そういうのもありますし、これが目玉には決してならない。とすれば、ただい ま神近議員のお話の中にもありましたように、一番嬉野市の目玉となるのが市内業者の施工、 この項目だと思います。特に、嬉野市については、職人のまちと、塩田の伝建地区あたりを いろいろサポートしていただいている職人組合の方々あたりもおられますし、それから、当 塩田には石工、石のそういう伝統もあります。そういったことを加味すれば、やはりこの項 目を思い切った金額を上げて、それは第5条にもありますように、規則でいろいろ制約はで きると思いますが、やはりこういう定住促進をいろんなPR方法で知られた場合に、やはり 一番目玉が欲しいと思います。その点、この住宅業者の施工に関する、この項目をもっと増 額することはできないか、市長にお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

増額することはできないかということになりますと、それはいろいろ考え方があるわけで ございますけれども、現在、提案をいたしておりますので、これで審議をお願いしたいとい うふうに思っております。また、PR等につきましては、もちろん先ほどお答えしましたと おりでございまして、私どもとしては、関係のいろんな団体もございますので、そういうと ころにお話をさせていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

例えば、この条例の内容、別表ぐらいのアピールの仕方で、やはりこれが嬉野市を選んでいただけるのか、この辺がやはり私も12月、それから今議会、定住促進については一般質問でも行いました。やはり嬉野市の住環境のよさ、特に嬉野温泉とか医療機関の充実、これはもう今いろいろ近隣市町で問題になっています。そういった意味の、そういう住環境のよさというのを、やはり市外の人に再認識してもらう。そういった意味の、やはり近隣市町から引きつける、それは先ほど部長が言われました最後の項目の進出企業、これはもう市内の進出企業に限らず、県内の企業には該当するということでありましたので、こういうのも目玉になると思いますが、その辺の目玉について、もう一度考える余地はないのか、今回また企画部長にお尋ねしたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

今回御提案申し上げました条例につきましては、各市それぞれやっぱり考え方を持っての条例でございまして、比較検討しましても、先ほど担当課長申し上げましたように、企業誘致の関係が私のところでは嬉野市にとっては目玉であり、また、市内業者の施工につきましても、これもそういった意味では目玉の一つというふうに考えております。金額の面での目玉がないというような御指摘を受けておりますけど、金額的に横並びではどうしようもないということでございますけど、嬉野市の特徴としまして、かなり交流人口が多いというような市の特性を持っております。市外から来られるお客さんもいっぱいいらっしゃるし、ある意味、逆に今度は市内から転出をされる方もいるということで、そういった方をいかに定着をさせるか、そういったソフトの面での定住サポートを、こういった条例と同時に、ソフトの面での定住促進のケアの事業について、今後もっと充実をしていきたいと。そういった意味で、今回の条例と同時に、そういった嬉野市に住んでみようかなと考えられる方を、ぜひいらしてくださいというような形で、ソフトの面でこういった住まいがありますよ、あるいはこういった制度がございますよと、懇切丁寧な形で定住に結びつけられるような、そういったソフト事業について今後もっと充実をしていきたいというふうに考えて、そういった意味で定住のサポートについて、もっとより充実をしていきたいというふうに考えております。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

部長の今の答弁の関連になりますが、要するに、今後ソフトの充実に努めたいということ でありました。この件に関して、住宅団地の集合住宅に関する支援金ですか、多久市とか、 太良町にこれがありまして、例えば、集合住宅とか、それから戸建ての、例えば、6戸以上の住宅団地を造成した場合のいろいろな費用1,000千円を限度に応援しますよとか、それから、きのうの一般質問でも出ましたし、私の12月の一般質問の中にもあったと思いますが、空き家の助成とか、それを今回の条例をつくる経緯に当たって、そういうのは議論はされなかったのか、3問目としたいと思います。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

議員から御発言がありました空き家バンクの関係でございますけど、そういったものも隣接の市にもございますので、ぜひうちとしても立ち上げてみたらどうかというような内部の検討をいたしました。ただ、10戸がそれであるかということをちょっと現実にそういった空き家バンクの立ち上げをしておられる市に問い合わせましたところ、なかなか実行につながらないと。というのは、空き家等についても、どの程度まで紹介をしていいのか、あるいは空き家バンク自体に登録される方がまず数が少ないということで、鹿島市あたりでも1軒とか2軒、そういった程度でございまして、なかなか実効性が難しいというような形で情報は得ております。

ただ、そういった意味で、情報は必要でございますので、定住に関する、そういったいろんな施策については今後とも検討していきたいというふうに考えております。 (「その集合住宅の関連」と呼ぶ者あり)

集合住宅につきましては、今回の嬉野市においては、現在、民間のアパート、あるいはマンション等がございまして、必ずしも満杯になっているというような状態で、住宅が不足をしているというような状況ではないんじゃないかということも考えております。

太良町あたりにつきましては、そういったものについてかなり2,000千円とか、そういった金額での提案をされているようですけど、今回そういったものについては具体的に検討はいたしておりません。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

ちょっとうろ覚えで申しわけないんですけれども、教えていただきたいんですけれども、 多久市では登記料の免除とかもあったと思うんですけれども、そういうのがあるかですね。 結構登記料がかかるとか、そういうのも嬉野市は取り入れられないか。

あと2点ですけれども、あとは県内産の材木を使った場合の補助があるような感じだった んですけれども、そういうのも併用できるのか。

それから、ソフト面とかともおっしゃいましたけど、ほかの地域にないといいましたら温

泉だと思うんですよね。嬉野市の魅力というのは、やっぱり温泉だと思うんですよ。だから、観光旅館関係者の方々とちょっとそういうので協力していただいて、温泉に入る割引とか、回数券とか、そういうもののサービスというか、定住していただく方にそういうメリットというか、ほかのところに余り――お金では無理だったら、そういうところで嬉野市でしか味わえないというようなのも取り入れることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

最初の質問は、登記料の免除ですか。(「だと思うんです。多久市がすごくよかったんですよね」と呼ぶ者あり)登記料の免除について、ちょっと今この条例を作成する上では考えておりませんでした。免除というのは、うちではちょっとできないんじゃないかと思います。(「何かあったんですよ。済みません。だから、うろ覚えだと言ったんですけど」と呼ぶ者あり)

それと、県産材の活用ですね。これは県のほうでの中にあるんじゃないかと思います。使われる量がどれくらいなのか、ちょっとその辺は把握はしておりませんけれども、県産材の利用というのはあるかとは思います。

また、ソフト的な支援という御質問でございますので、それらはできる分がありましたら、 予算も伴わないものでございますので、ぜひいろんな団体に御相談をさせていただきたいと 思います。先ほどの温泉の利用関係ですね。あと二、三年すれば古湯温泉も完成をいたしま すけれども、それとセットでできれば、なお嬉野市のいいところをアピールできるんじゃな いかというふうに思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。(「そうですね、もう1つ」と呼ぶ者あり) 秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

併用ができるかというふうなことの回答はどんなでしょうか。この嬉野市のこれと併用ができるかどうか、材木を使った補助みたいなのがあったと思うんですけれども、それも使えるのかどうかですよね。わからないですか。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時2分 休憩午前11時3分 再開

再開します。

産業振興部長。

〇産業振興部長 (江口幸一郎君)

県産材使用の補助と併用できるかというお尋ねですけど、これは県産材を使用すれば、最高500千円までキャッシュバックがありますよというふうな制度がございまして、県内で年間大体50戸程度の戸数が補助をされておりますので、この定住促進との併用は可能と考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について質疑を行います。質疑は ありませんか。梶原議員。

〇3番 (梶原睦也君)

この寄附金条例は非常に自主財源を確保する意味ではよかったと、そういうふうに思っております。住民参加型の施策を推進するということで各自治体も取り入れているわけでございますが、一番最初に寄附金条例を取り入れた長野県の泰阜村の分をちょっと調べていたんですけど、条例的にはほとんど嬉野市の分と変わらないんですけど、具体的に、要するにずっと調べていく中で、あと伊万里市の分とかも出てきたんですけど、伊万里市に関しては歴史、文化を生かしたふるさとづくり、あと2番目に、市民によるまちおこし、自然環境の保全と、項目をもって寄附金条例が定めてあるんですけど、嬉野市においてどういう内容で寄附金を集うのか。

例えば、嬉野市だったら古湯温泉を生かしたまちづくりをしていくとか、塩田の伝建を保全する、または伝建を生かしたまちづくりに寄附を集うとか、そういう形の分で、嬉野市としてはどういうふうに考えていらっしゃるのかという部分と、あとそれを実際寄附金条例をどういう形でPRしていくのかというのをお伺いいたします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、この基金による事業ですね、これは寄附をしていただく方にメニューを決めていた だくということになりますけど、このことについては施行規則のほうで定めております。定 めるようにしております。まだ施行ではございませんので、定めるようにしております。

1番目に、先ほど伊万里市さんも同じように歴史、文化、それから伝統を生かしたふるさとづくり、2番目に、市民によるまちづくりに関する事業ですね。3番目に自然環境の保全、これは嬉野市もたくさんの自然がありますので、これらの保全と。4番目に、次世代育成ですね、これは子育て支援も含みますけれども、そういう事業に関するもの。それから、5番目に、嬉野市は観光のまちでございますので、観光、それから交流の活性化に関する事業ということで定めております。

これらに該当しないというような方もいらっしゃるかもしれませんけれども、6番目にその他の項目でその他まちづくりに関するということで、6つの事業の種類ということで掲げる予定をしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

梶原議員。

〇3番(梶原睦也君)

そしたら、6つの項目をですよ、例えば1番目、ちょっと今ぱっと言われたんで内容はわからないんですけど、1番目の項目に寄附をされた方がいらっしゃって、例えば、3番目の部分で何か事業をやろうとしたときに、1番目の寄附をされた分のとを3番目のほうに持ってくるとか、そういうことはなさらないわけですよね。要するに、寄附希望者の意向を大切にするという意味を言っているんですけど、その中での流用というか、そういうことはなさらないんですよね。それと、大枠で寄附金に来た分をほかの事業に使うとか、そういうことは一切ないということで確認してよろしいでしょうか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、寄附をいただく場合は申し込みをしていただくことになります。この中に、寄附金が幾らと書いていただければ、上記寄附金の使途の指定内訳という申し込みの中にあります。この中で、先ほど言いましたように1から6まであるということになります。これに幾ら、それぞれに寄附をされる場合もあるだろうし、1つの事業にされる場合があると。基本的にはこの――基本的にというか、その寄附者の意向に沿った事業にしかこの寄附は使えないということになります。

また、総枠で御寄附があった場合ということになると、この指定をされない場合は一般の 寄附という形になると思います。必ずこの事業については指定をしていただくということで、 この指定の事業以外には使わないということになります。 以上です。

〇議長(山口 要君)

梶原議員。

〇3番 (梶原睦也君)

PRの分と、あと、伊万里市の場合は一口5千円というような形で金額指定されているんですけど、嬉野市の分はどういうふうになっているのか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

嬉野市も一応一口5千円からという規定を定めております。ただし、5千円以下の場合でもそれを受け付けますよということです。今回のこのふるさと納税につきましては、5千円を超える部分が、お住まいのところの市町村民税、また所得税に控除ができるということになりますので、それを想定して5千円以上という設定をいたしております。

以上です。(「PRが漏れていたんですけど。PR部分、どういう形でPRしていくか」と呼ぶ者あり)PRですね。

PRがなかなか難しいと思います。必ずしも生まれたところにしないと控除ができないというものではございませんで、これは全国の市町村が一斉にPRをやっていくんだろうと想定されます。うちだけではなかなか難しいところもございますので、何とか県で統一して一緒にやっていこうじゃないかというお話もこの前会議でさせておりますし、また、これは調整になりますけれども、県内の市町村間の取り合いは、それもやめようかというふうな話まで出ておりますので、これからPRもひっくるめて、その辺を調整して、全国にPRしないといけませんので、共同しながらやっていこうかという調整を今図っているところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

私、先日の一般質問の自主財源の中で、このふるさと納税を取り上げまして、今ちょっと 突っ込みよったら、議長冷や冷やされたと。そういうことで、先ほど梶原議員がPRの問題 を取り上げられました。私もPRの問題で、先ほど三根課長が生まれたところばかりじゃな いと、これは確かにそうです。ただ、そうなったときに、いわゆる交流人口、特に観光客の 方、そういった方たちにPRというのもいいんじゃないかなと。

というのは、税の免除があるということと、もてなしの心というのが嬉野市は非常に求め

られるわけですが、観光客の方たちにこういったものをPRすれば、こういった目的に使いますからいかがでしょうかというようなものもあっていいんじゃないかなという気がするわけですね。そういった方たちは、県とか、あるいはよその市町村と連携というのじゃなくて、逆に嬉野市独自色を出したほうがいいんじゃないかなという気がするわけですね。

私、四国の松山に行ったときに、松山城のほうに上がりました。あそこに上がっていったときに、ボランティアの方が非常に、何というですか、観光案内を買って出るような、そういった若い方たちがおられたんですよね。服装からして坊ちゃんの服装ですね。やっぱりああいう気持ちがよければ、ひょっとしたら税の免除にもつながるということであれば、そういった方たち――それはやっぱりもてなしの心というのが、そこに当然必要になってきますが、やっぱり自然を守るとか、うちの今度の景観の問題とか、いろいろ今後控えておりますが、街並みとかいろんなところで、やっぱりそういうものをよそから見えられた方にPRするということも、それは嬉野市独自色と私は思うわけですが、三根課長いかがでしょうか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

嬉野市は、御意見のとおり、いろんな方々が見えられますので、できる機会があればぜひ やりたいと思います。

それと、やはりそれ以外でも嬉野市に来ていただいた方が、やっぱり嬉野市はよかったと思えるような、ソフト面でのそういうおもてなしの心とか、いろんなサービスの中でも並行していきながら、寄附をしてみようかというような気持ちになられるようなまちづくりも並行してやっていかなければならないというふうに思っております。ぜひそういう機会ができれば、やっていきたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

そういうこととあわせて、やはり私たちこの嬉野市に住む者が、よそから見えられた人に そういった気持ちを持って接するということが大事かと思うわけですね。そのためにはやは り市民にもそういったPRをですね、特にサービス関連の方たち、あるいはもう1つは市内 を案内されるタクシーの方とか、いろんな方たちに嬉野市はこういうものに取り組んでおり ますというような、要するに地元住民に対するPRもあわせて必要だと思いますので、そう いった点についてはどのような取り組みをされるのか、お願いしたいと思います。

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

先ほどは全国的なPRというお話もさせていただきましたけど、今御提案で、ぜひ市内あらゆる団体の方、いろんな方々にお願いしてPRできるものであれば、それは必要だと思いますので、ぜひ行っていきたいというように思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

先ほどからちょっと話を聞いておりますが、一番寄附としていただきやすいのは、嬉野のほうでは古湯温泉をつくりますよ、塩田のほうでは伝建の整備をしますよというふうな特定した考え方をして、全体的に何かに使ってくださいとか、そういう項目は別にまだとっとって、そういうふうな形で特定の、これに使いますよ、嬉野の温泉駅は木造でつくりますから、それにというふうな考え方をはっきりさせて寄附をしていただいたほうが、寄附は集まりやすいんじゃないかと思うわけですけど、その辺いかがですか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

今回のふるさと応援に対する寄附金は、ふるさとが一生懸命頑張っているところに対して 御寄附をいただくものというふうに思います。今、特定事業に対する寄附というお話がござ いましたが、これももう1つ、地方税法の改正があっておりまして、それはそれでまた別に 寄附の条例をつくって定めればできるというふうになっております。

古湯温泉の建設にぜひ寄附をしたいからというお申し出があった場合は、こちらのほうの 観光、交流の活性に関する事業の中に入るんじゃないかというふうに思いますけれども、特 定の事業、これだけに寄附をということであれば、もう1つ定めが必要になるということに なります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

次、第5条の件ですけど……

ちょっと待ってください。

〇13番(山口榮一君)

同じですよ。

〇議長(山口 要君)

はい。

〇13番(山口榮一君)

第5条なんですけどね、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法」とか、こういうふうなことを書いてありますが、この辺の考え方ですね、一応基金の中から一般財源のほうにも回されるという、そういう意味じゃないかと思いますが、その辺はどうお考えですか、具体的な説明をお願いします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長(三根清和君)

お答えいたします。

第5条の「繰替運用」ですね。ちょっと読んでみますと、ここに「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」ということになっております。ここに書いてあります「歳計現金に繰り替えて」というところでございますが、ここは一般財源の中に繰り込んで使うという意味ではございません。これはあくまで基金の性質上、こういう項目が定めるようになりますけれども、例えば、ある支払いをするために一時的に資金が不足するという場合に、この基金を一時的にお借りするということになります。運用ですから、歳入歳出の予算の中にも何も上がってきません。一時的にちょっとお借りするということでございます。この一時的にお借りするということになりますので、これはもう、その年度内にはきちんと返さなくてはならないという、これは地方自治法の中にうたってあります。あくまで一般会計の中に繰り入れて使うというものではございません。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

寄附金の一口5千円からということですけれども、ちょっときょう偶然新聞読んでいましたら載っていましたけど、6千円の場合は1千円ほどの税金のですね、そういうことなんですけれども、その計算がわからないんですよね。計算がですね、どうして6千円払えば1千円ほどの免除になるのかですね。ちょっと教えてもらえますでしょうか。

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩午前11時20分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

支所市民税務課長。

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えいたします。

議員お尋ねの寄附金控除ということでございますけれども、大体ですね、例えば、30千円 寄附をいただいた場合、5千円までは控除の対象になりません。25千円が税額控除になりますよということになります。ですから、6千円ということでしたら、5千円までは寄附控除の対象外ですね。残りの1千円が税額控除の寄附控除として控除してもらっていいですよというふうになります。

以上でよろしゅうございますか。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)田中議員。

〇7番(田中政司君)

先ほどから話を――話をといいますか、質疑を聞いておりますと、このふるさと納税制度というのが、いわゆる始まって今1カ月ぐらいですよね。そういう中で、せっかくこういう、例えば、嬉野市の出身者の方が都会へ出られて、何とか自分の育った町や村が元気になってほしいとか、そういう思いがあられる方が多々いらっしゃると思うわけですね。そういう方へ呼びかけて、何とか大変な地方の財政を少しでも応援してくださいというようなことで始まったわけですよね。もっと貪欲になってもいいんじゃないですか、企画課長。この制度に対して。私はそういう気がするわけですよ。もう少しね、何か貪欲になってもいいんじゃないのかな。はっきり言って、嬉野市のこの財政って楽ですか。大変ですよ。そういうことを考えれば、もう少し何か貪欲になってもいいんじゃないかなというのが私、先ほどから話を聞いていて感じるわけですよ。魅力ある嬉野市をつくって、その魅力ある嬉野市に対して寄附をしていただくとか、当然なんですよね。でも、その魅力あるまちをつくるために皆さん方応援してくださいというのが、このふるさと納税だと思うんですよ。だから、もう少し貪欲になって、今年度こういうふうなまちづくりをやろうと思っているけれども、どうも財源的にこれぐらいは皆さん応援してくださいませんかみたいな、それぐらいのPRのやり方があっても私はいいと思う。というのがまず今聞いていて1点です。

そういう中で、条例のほうの話になりますけれども、市長は今回のこのふるさと納税とい うものに関して、要するに目的化した税金だと。要するに、寄附金というのが、こういうこ とをするから寄附を下さいというふうな寄附なのか、それとも、さっき言いましたけれども、自分が育った市や町や県や、そういうところで子供から学生時代までこれだけお世話になったと。いわゆるその一人がそこを巣立つまでに、これだけの市費、県費、かかっているわけですね。それに対してのお礼の意味で寄附をいただいたんだから、それは一般財源化して使うという両方の考え方があると思うんですよ。とにかく寄附を一般財源化、はなから一般財源化として嬉野市が使っていく、あるいはそういう形では集めにくいから目的をちゃんと決めて、こういう目的に使いますから寄附をお願いしますというこの2つの、極端に言えばですよ、あると思うんですが、市長としてはこのふるさと納税に関してどちらの考え方をお持ちですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

このふるさと納税という税の制度が今回導入されたわけでございますけれども、私どもは受ける側で話をしているわけでございますけれども、やはり納入者側に立ちますと、これは税に対する考えを根本的に変える条例であるわけでございますので、これは今スタートしたわけでございますが、本当にこれから10年、20年、30年と続くわけでございますので、本当に日本国民の税に対する考え方を根底から変えていく税制度だというふうなことでありまして、私は今後大きな議論が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

やはり税というものは、税を納めて、そして受益の限度があるわけでございますので、受益の、いわゆる権利があるわけでございますので、今回のふるさと納税というものは、税は納めますけれども、いわゆる受益の権利をある部分放棄をするわけでございます。そういう税制が今回国でできたわけでございますので、今までの税の考え方とは根本的に違うということでございますので、今いろんな議論があっていますけど、私は一番今回大事なのは、ふるさと応援基金という納税制度ができたことを、まず子供たちに理解していただいて、そして、日本の税の制度が変わったんだということを理解していただいて、そして、そういうものが10年、20年たった後にちゃんと定着するような、そういうことをやはり国が責任を持ってPRをしなくてはならないというふうに思っております。そういうのがないと、せっかくこのふるさと納税がスタートをしましたけれども、四、五年でつぶれてしまうというようなことになるのか、例えば、いろんなところがお互いPR合戦になりまして、この前、県のほうで協議をした中で、ある市の担当が発言しておりましたけれども、例えば、みっともない話ですけど、佐賀空港に20の市町村の職員が並んでビラを配るのかとか、そういうことに終わってしまうんじゃないかなというふうに心配をいたしております。

そういうことでございますので、私どもとしては、このふるさと応援基金というものは、

じっくり腰を据えて頑張っていかなければならないと思いますので、担当課もそのような趣旨で、やはりまちづくりの基本となることをしっかり踏まえていきたいというふうにお話をしたと思います。

それで、それを前提にしまして、議員が御発言されたことにお答えしますけれども、いわゆるこのふるさと応援基金の現在の考え方としては、私はやはり納税される方が希望されるものは、そのことで利用すると。そして、それも単年度ずつで消化をしていくというのが前提だろうと思います。ですから、非常に難しい使い方になっていくというふうに考えているところでございます。ですから、それを何でもいいから使ってくださいということであるならば、それは集めまして使うほうが一番使いやすいと思います。しかしながら、例えば、これに使ってくださいということで寄附されたものが100千円か50千円しか集まらないというふうになったときに、実際それを有効的に使っていくにはどうしていくのかというようなことですね。そして、例えば、それが1年で使えなくて、じゃあ、来年もお願いしますといったときに、去年納めたのはどうなりますかと、どう使われましたかと。いや、まだたまっていますよということでは、やはり納税者に対して説明責任がつかないわけでございますので、そこらにつきましては、目的はある程度広げておって、そこで受けさせていただいて、目的にかなうように使わせていただくというのが大事ではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

今の考え方でいけば、第5条は要らないという気がするわけですよ。今の考え方でいけば。もうよっぽどのことがない限り、これは第5条は使うことはないというふうに思うんですよね。ほかの学校建設基金とか、例えば、そういうふうな一般財源から基金を毎年積み立てていく基金というのは当然こういうことが必要だろうというふうに思います、第5条みたいなことがですね。ただ、人様から善意で頑張ってくださいよといっていただいた寄附金ですよね、基金。その基金の使い道、運用のあり方として、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえてと、要するに一般財源化するんじゃないというふうなおっしゃり方をしましたが、いわゆる一借をするということですよね、ここから。何かの支払いが生じて、ほかにお金がないときに、ここから一借をして支払いをするということだと思うんですよ。ということは、そこで一般財源に一回繰り入れるということでしょう。計上するということじゃないんですかね。私ちょっとわかりませんが、いずれにしても、人様から要するにそういうことで寄附をいただいたお金に対して、条例でこういうことをうたう必要はないんじゃないかということですよ。この点企画課長いかがですか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

先ほどの御質問でもお答えをしたところでございます。基金を設置する場合の、何といいますかね、基金の性質上、これは定めておくということでございますので、一般会計で使うとか、特別会計で使うとかという、そういう問題じゃなくて、通常のあしたの資金が足りんという場合に一時的に運用させていただくということでございますので、この基金自体を取り崩して、いろんな事業に使うというものではございません。その規定でございますので、もしそういう場合が出てきた場合、これは今のうちの状況で言いますと、別の一般会計の剰余金を積み立てた基金がございますので、そういうお話もなるかと思いますけど、例えばもうこのふるさと応援寄附金の基金だけしかないといったときを想定したときに、このようなことも発生する可能性があるということで、この第5条は定めているということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そういうことがあったら夕張市より大変なことだろうと思うわけですが、日本経済新聞の 記事なんですが、ちょっと読ませていただきますけど、「過度な期待は禁物だが自治体はあ らかじめ寄附の使い道を示したほうがいい。日本経済新聞社が昨年秋に実施した調査で、寄 附に消極的な人に理由を聞くと、結局公務員の人件費に消えるだけだという手厳しい声が目 立つ。特産品で目を引くのもいいが、まちの魅力を高めて固定客をいかにふやすか、その競 争が始まった。」。

いわゆる市長がおっしゃる、そういう寄附をしたい、してもいいというような、そういう魅力のあるまちに育っていく、そういう市というものに育っていかなければならないというのが大原則のふるさと納税という制度だと思うんですが、この条例がですね、いわゆる私が言いたいのは、ホームページ等でこの例規集というのは当然載ってくるわけですよ。ですよね。そういう中で、じゃあ、どうやって使われているんだろうという興味を持たれる方が、この例規集を見られて、これ、ひょっとすっぎわからんのという感じを持たれるんじゃないかなという気がするわけです。だから、これが――それは基金のですね、私も詳しいことはわかりません。基金をつくる段階において、こういうことを絶対入れておかなければいけないというものであれば、しようがないにしても、今回のこの基金に対して、この第5条が果たして載せる必要があるのかというのを私は申し上げているわけです。

先ほど企画課長が申されたことは、もう破綻したときにはこれば使わんぎいかんという言

い方ですよ。そこまで行きよっちゃどうしようもなかわけでしょう。だから、私が言いたいのは、この条例をつくるときに果たしてそこまでこれを載せる必要があるのかということを聞いているんです。市長いかがですか、最後。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

議員の御発言については理解いたしますけれども、先ほど担当課長が申し上げましたように、やはり1つの基金を創設するときの決まり事というのがあるわけでございまして、そのような意味で、今回このようにしっかりとした形で整備をしておく必要があるというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

第5条のことで今議論があっているわけなんですけれども、これを載せないと基金条例というのが成立しないわけなんですかね。部長か課長。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

お答えします。

これを載せないと、基金条例が成り立たないということではないと思います。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

先ほどから田中議員おっしゃっていましたけどね、やはり心情的な問題だと思うんですよ。 私も極端に言えば、これでふるさと応援基金のほうの寄附金を出すとなったときに、やっぱり自分が出した寄附金がどういう使われ方をするのかというのが一番やはり興味があると思うんですよね。多分、いろんな目的を持って寄附金を出されると思うんですけどね。極端に言うたら塩田中学校の建設問題ありますよね。やっぱり中学校が今度建設されるなら、私の一部でもいいから使ってくださいとか、古湯なら古湯に使ってくださいというふうな気持ちの中でのそういうことを言われて、多分こういうふうな形で基金のほうにということでされると思うんですよ。そうなったときには、多分使われたときには市のほうから、その方にはあなたの寄附金はこういうものに使わせていただきましたという、通知であろうが、お礼状 であろうが、そういうふうなことで多分通知をされると思うんですが、やはりその過程の中で、使うまでの過程の中において、結局一時的であっても、それをほかのとに流用をするというのが心情的にどうなのかなというところだと思うんですよ。だから、できるならやはり基金の財源そのものは、やはり通常の基金とは今回の寄附金、基金とは全然違うわけでございますので、この一借をするというのがやはり寄附をされた方の心情を考えると、いかがなものかなという気がするんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

基金条例で積み立てました基金については、年度ごとで決算をいたすわけでございますので、その決算の段階で寄附をされた額が確実に残っている、あるいは運用されているということを確認できれば、はっきり申し上げまして、その途中の現金の動きにつきましては、これは予算上も全く出てまいりませんので、そこら辺については会計上の問題でございますので、そこら辺は御理解をお願いしたいというふうに思っております。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

よくわかるんです。よくわかるんですが、仮にそういう、極端に言うたら決算にも出ないですよね、言われたように。ですから、極端に言ったら文書としては残らないんだけれども、もしそういう内部的なものが寄附をされた方におかしな方向で伝わった場合、やはり心情としてどうなのかなという気がするもんで、できることであれば、第5条についてはやはり載せないほうがいいんじゃないかなという気がするんですよ。答弁は一緒でしょうから、私の気持ちだけ伝えておきます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

実はですね、一番ちょっとお聞き忘れしておったわけなんですけれども、県ではたしか応援の納税をしていただいた方には九年庵のペアの招待券とか、トイレットペーパーとかやられるように聞いております。そして、ちょっとネットで引いたんですけれども、萩市ではミカン10キロとか、桃を4キロとか、それから、魚の一夜干しとか、そして長門市では仙崎かまぼこ詰め合わせセットとか、そういうことをされているんですよ。それで、嬉野市として、嬉野市にそういうふうな寄附をされた場合にどのように考えられるか、その辺をお願いしたいと思います。

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

このことにつきましては、まず総務省の方針といたしましても、やはり過度な競争にならないようにということがございます。しかしながら、やはりいただくものですから、気持ちとしてはお返ししたいということは私も考えておりまして、例えば、お茶とか焼き物とか名産はございますので、私どもとしては一応受けさせていただいて、またそれに関する予算は別にお願いをしてちゃんとしなければならないと思っております。ですから、あくまでも今のお話でも議論がありましたように、いただいたものの中から払うということじゃなくて、別に私どもはお礼として差し上げられればというふうに思いますので、これはまた次の機会でも、また議会の方にも御相談申し上げたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

先ほど神近議員のほうからと関連もありますけど、たまたま実例として申し上げますけど、上久間に虚空蔵山という山があります。そこにはいろいろふるさと運動で私たちもやってきましたけど、台風19号のときに、その大正にできた母屋が、家の舎が倒壊したわけですよ。そいぎ、下関に行かれた方が、ぜひこれを使ってくださいというて、これは役場のほうじゃなくして上久間区のほうに現金を、ある人を経由して来たと。そうした場合は上久間区のお金に一たん入れて、その費用に使って、もちろんお礼をちゃんとして、その人の気持ちをあらわしたと。その後、また300年祭とか、四季折々ですね、恐らくもう500千円ぐらいやっとんさっと思いますね。ですから、やっぱり目的、寄附とか、ふるさと納税とかなれば、何に使ったかわからんようなね、5千円ぐらいは関係なかばってんね、500千円も200千円もされる方は、やっぱりそういうふうな一つの目的の上にされると思いますから、先ほどの第5条の云々もありますけど、その辺はしっかり考えてしたほうが、やる人がもう二度とやらんぞというふうな気持ちになっていくこともあるかもわかりませんから、できればそういうふうな、その人がやってよかったと、ふるさと応援ができたというような気持ちになるような条例が一番いいと思いますけど。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

御発言のとおりでございまして、先ほどお話し申し上げましたように、これにつきまして

は、ずっと続くわけでございますので、本当は毎年ですね、やはり少額でありますけれども ということで継続していただく方向で、長くとらえなくてはならないと思っておりますので、 そういう点はやはりしっかり PRもしていきたいと思います。

また、私も非常に心配しておりますのは、いろいろなふるさと会とか、そういうものを持っておりますので、当然PRはいたしますけれども、このことによってふるさと会等に負担感がないようにやっぱりしていかないと、お互いPRばかりして取り合い、取り合いとなってしまって、そういう会がまた運営が困られることがあったらいけませんので、やはり自主的にしていただくためには、やはり私どものまちづくりがいかに大切であるかということだと思いますので、そこらはしっかり努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

先ほどからいろいろPRとか、あるいはそういうふうな中身の話もありますけど、やっぱりですね、たまたま先ほど私が言った事例は非常にありがたいし、また、した人も非常に心さわやかと思います。ただし、お寺あたりは幾らやれということは、ああいうふうなやり方なら嫌味が差して、いろいろ問題がありますから、余りにも過度になってもいかんですから、その辺は非常に難しいところであります。その目的をよく理解されて、心からされるような、そういうふうな考え方を持っていただきたいと思います。田代企画部長、どうですか。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

できるだけそういった議員のおっしゃったとおりの趣旨を踏まえて、基金の事業の実施を していきたいというふうに考えます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

〇6番(副島孝裕君)

まず最初に、税額控除についてお尋ねしたいんですが、例えば、非常に厳しい経済環境の中で、やはり寄附をするというのは、なかなか寄附をする側にとっては難しいと思いますが、しかし、ふるさとのことだから、やはり税金を納める思いをすれば、何とか頑張って寄附をしたいというふうなところがありまして、例えば、5千円が控除されるということですから、105千円嬉野市に寄附をした場合に、税額控除というのは100千円丸々控除になるわけですか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長。

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

今回の寄附金控除、これは2種類ございます。1つは市にお任せコースといいますか、何に使ってでもいいですよというふうな寄附、それからもう1つがふるさと納税と言われますある事業、例えば、図書館をつくりますよ、それに対して寄附をする寄附金ですね、これ2種類ございまして、まず、市町村が条例に定めた条項によって寄附をいただく場合、105千円寄附いただければ、5千円を引いた100千円が税額控除というふうになります。

ただ、この場合、上限がございます。総所得の30%までですよというふうなですね。ですから、個人によってその方の住民税の額によって上限が変わる場合がございます。例えば、50千円課税されている方が100千円寄附をされても、全額控除になりますが、税金からは引かれないというふうになります。そういうことで、若干の御注意が必要になってくるかと思います。

また一方は、市に何に使ってでもいいですよというふうな寄附もございますが、これは寄附金控除の計算の方法が若干複雑になります。5千円以上が対象となるわけですが、例えば、40千円寄附をいただいた場合、住民税で31,500円、所得税で3,500円の控除というふうになります。これも、この方が住民税を幾ら納めておったかによって、上限が変わってくる場合がございます。住民税以上の寄附をいただいた場合、どうしても引き切れないということになりますので、その辺が御注意していただく部分になってくるかと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

2問目で、先ほど市長の答弁で、単年度でずっと処理をしたいと言われました。それで、この条例を見ていたら、例えば、第2条に基金として積み立てていくとか、それから、ちょっとわからないのが、金融機関で最も確実な、有利な方法で保管しなければならないとか、それから、有利な有価証券にかえることができるというのがあるとですけれども、そういう寄附をもらった額が、市長が言われるように単年度でずっと処理していけば、こういう積み立てとか、管理とかは要らないのじゃないかなと思いますが、その点いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

これは今申し上げましたように、寄附金がどれくらい来るのかというのはなかなかわかっておらないわけでございまして、少額のものを毎年毎年使っていくというわけにはいきませんので、そういうことになりますと、幾らか積み立てもというふうに考えますけれども、や

はりある程度まとまった額を寄附していただくということになりますと、寄附される側としては、やはり単年度、単年度で利用をしていただきたいという気持ちがあられると思いますので、そういう趣旨で使えるように努力をしたいということでございます。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

とすれば、ある程度単年度でまとまった金額があれば、それはその目的によって使いたい ということですね。少額がずっとどうしてもその事業を果たすような金額にたまらなかった 場合のこういう措置というふうに解釈しとってよかですね。

それと、先ほどお任せコースのことがありましたが、これは佐賀県がいろいろ先ほどお話に出ましたように、九年庵の保存とか、高校生のスポーツの支援とかいうふうに限定して、している。この中に「知事おまかせコース」というのがあって、先ほど市長も言われましたように、ふるさとのふるさと会とか、それから、いろんなところで市長もあいさつの中でそういうふるさと納税についてはお願いをされると思いますが、当市で市長お任せコースというふうな、そういう決め方はありませんか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

うちの条例で市長のお任せコースというのが6番目に該当するということになります。県のほうですけれども、仮に「知事おまかせコース」にしたって、それはお任せコースであっても今指定する事業に振り分けるというふうな形になるというふうな説明でございますので、とにかく何でもいいですから使ってくださいという寄附の内容になるかと思います。うちの場合はその他のまちづくりに関する事業に対する寄附金という形になると思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質 疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

保育所の条例の一部を改正する条例です。指定管理者にするというふうなことなんですけ

れども、市長にお尋ねなんですけれども、振り返りますと、7年か8年前になりますね。皿屋保育園と公立の吉田保育所を統廃合したということがあったわけですね。そのときにも住民、保護者を中心として、ぜひ公立でやってほしいという反対運動もありましたし、陳情とか要望書も多く出されました。署名も多くとられたわけです。そういう中で、終局、嬉野保育所はいわゆる公立で行っていくと。そして、子育て支援の核として今後やっていきたいということを市長は議会でも言明をされましたし、いわゆる該当する職員の方たちにもそういうような発言をされてきたわけですね。今回7年ちょっと過ぎて、こういう指定管理者にするという条例が提案されたわけですけれども、そこら辺についてどういう、私に言わせれば心変わりと思えるんですけれども、経緯を持ってこういう条例を提案されたのか、お伺いをいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

議員御発言のように、吉田保育所という公的な保育所があったわけでございますが、そのときに、いわゆる民間に移譲させていただきたいということで御相談を申し上げたところでございます。そのときにいろんな意見がございました。それで、1つは、やはり公的な施設から民間の施設に移ることによって非常に心配があるということでございましたので、私どもとしては、その心配を防ぐためには、私どもとしては精いっぱい努力をいたしますということで説明をしてきて、実績としていろんな意見をいただきましたけれども、やはり民間に経営をお願いしてから、その後ほとんど意見としてはいただいておりません。そしてまた、逆に吉田保育所としてもしっかり運営をしていただいているというふうに理解をいたしております。

そういう中で、実は私どもの職員も多数おられましたし、そしてまた、私どもの職員も多数おられましたし、そしてまた、急にすべてなくなるのはいけないというふうな御意見でございましたので、嬉野市としては残したいというようなことでございました。そしてまた、今回お願いしました件につきましては、もちろん私自身も吉田保育所の推移というのも十分承知しておりましたので、今回この民間の移譲ということで取り組めればいいというふうに判断をしたわけでございます。しかしながら、いろんな御意見を聞いていく中で、いきなり民間ということよりも、指定管理者という制度を導入して、しばらく時間をかけて検討していったほうがいいというような御意見もございますので、そのようなことで今回御提案を申し上げたということでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

経緯はわかるんですけれども、例えば、指定管理者でも民間でもいいんですけれども、現 状塩田地区についてはほとんど民間でやっておられるということで、例えば、特別保育事業 についても、かなり積極的に行われているわけですね。しかし、中身的に見てみれば、そこ に働く保育士さんたちの労働条件なり、あるいは報酬等を見れば、かなり低く抑えられてい るという実態があるわけですよね。そこら辺についてどう思われているのかですね。

それともう1つは、いろんな特別保育事業を行うに当たっては、県費なり、市も一般の財源を出していますよね。この民間に対する保育所の運営費が国庫で2億円出していますか、県費で1億円、一般財源、嬉野市が150,000千円ですね。そして、その他保育料ということで150,000千円、約6億円の金をかけて民間の運営費ということで予算を当てているわけですよね。そういう状況で見ますと、9園ですので、大体園児の数によって違いますけれども、大体65,000千円ですか、このくらいの予算の中で各保育園は運営をなされているわけですよね。現実的にその保育所の運営の実態というのが果たしてどうなのかですよね。例えば、特別保育を行うに当たって、県費も出しておると。しかし、当初県費を出すに当たっては要員の加配というのもあったわけですよね。しかし、実態ですね、県も監査されていますけれども、私が調べたところによると、また民間の保育士さんたちの意見を聞いても、やっぱり要員の加配というのはごまかされていますよね。やっていないところが多いんですよ。そういうふうにしてでもやらないと、民間では特別保育事業というのはかなり厳しいんじゃないかという気がするわけですよね。

例えば、吉田保育所も精いっぱい頑張っていますと言っていますけれども、子育て支援事業で1,000千円ちょっとの予算措置がなっていましたけれども、現実はやっていなかったわけですよね。いろんな監査が来たときに、どういう対応をされたのかよくわかりませんけれども、そういう実態というのが民間なり一部の法人にはあるわけです。そこで私が心配するのは、このまま指定管理者で何年かやられた後に民間に行った場合に、育児、あるいは子育ての悩みですね、そういう等で若いお母さんたちが幼児虐待と、こういうことまでつながっているわけで、そういうことを考えるとするならば、やっぱり市がきちっと民間ででき得ない部分については保育事業をやっていくと。子育て支援事業を中心にやっていくということをもう一度考えることができないのかどうか、そこら辺について市長はどのようにお考えなのか。

それともう1つは、前回も職員さんに対する説明というのが私は不足していたような気がするわけですね。労働不安に思って、かなり不平不満も出ていました。したがって、今回のこういう指定管理者を導入するに当たっては、事前に職員さんについて説明の責任を果たされているのかどうか、そこら辺についてお伺いをいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

特別保育事業とか、その他の子育ての関連の事業等につきましては、これは私どもの行政の、やはり受け持つ部分と、そしてまた、現場で受け持つ部分があるわけでございますので、当面全部そのまま民間にということが不可能な場合につきましては、私ども行政の組織の中で、対応していくということになると思います。そこらについては、今までのサービスが低下しないように、しっかり努力をしてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、職員への説明等につきましては、これは条例等がやはりはっきり確定いたしましてから説明をさせていただきたいと思っております。父兄の方々にとってはアンケートとかその他も行っておりますので、このようなことを検討しているというのは承知いただいていると思いますし、また、職員の中にも私どもの行革の所信というのはわかっておるはずでございますので、そういう点は理解いただけるものというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

よく言われるのが市長のやり方として、ほかの自治体のトップの方と私ずっと県下見ていて若干違うんですよね。例えば、市長のされていることが正しいという人もおるかもわかりません。例えば、議会に条例提案したと、通ったと。議会が賛同いただいてからということが市長はかなり多いような気がしてならないわけですよ。やっぱり事前にいろんな問題を市民に明らかにする、あるいは今回の問題だったら保育所に預けておられる保護者の方にも、もっと顔を出して説明をするとか、職員に対しても説明をするとか、そういうことが私は欠落しているように思えてならないわけですよ。何か議会が通ったら説明しようと、議会が賛同されてからと、そういうところが少し私は市民が不満を持っておられるというのをよくお聞きいたしておりますので、そこら辺についてはもう少し前広に、市長みずからが話していくという手法をとったらどうなんでしょうかね。

そこでお尋ねですけれども、そういう考えについて、私の意見に対してどう思うのか。そしてもう1つは、いわゆる保育士さんたちの今後のですね、例えば、指定管理者になったとした場合の扱いについては、市長としてはどのような考えを持っておられるのか、どのような処遇を行っていかれるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

それともう1つ、一例として挙げておきますのは、やっぱり鹿島の市長さんですね、新幹線に反対をされましたけれども、一つあの人は保育に対するポリシーをお持ちであって、鹿

島市のみどり園については、市長が七、八年前に言われたように、自分がトップである限りは公立保育所として残していきたいと。そして、民間にでき得ない保育事業を行っていくと、こういうことを明言をされてずっとみどり園は継続されております。そういうこともあるわけでございますので、何か私もちょっとこう、文句をはっきり言いたいのは、七、八年たったら市長の考え方が変わられて残念でならないわけですけれどもね。そこら辺も含めて御答弁いただければと思います。どうでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

まず1点目の件でございますけれども、すべて責任を持って説明、その他責任があるわけでございますので、その点につきましては私どもの方針をしっかり固めて、そして、説明をすることがいろんな動揺等が少なくなると思っておりますので、今までもそういうやり方でやってまいりましたので、御理解をいただきたいと思います。

次に、現在の職員の方々につきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者になりますと、私どものほうで職員として勤務をしていただくわけでございます。そういう点で先ほどお答えしましたように、能力は高く持っているわけでございますので、やはり私どもの市役所の中で、いわゆる子育て、また、その他いろんな事業もあるわけでございますので、そういうものに従事していただいて、できる限り現在持っておられる能力を生かせるような形で努力をしてまいりたいと思います。

次に、先ほどの答弁と重なりますけれども、やはり私どもとしては現在の民間の方の御努力その他考えてみまして、公的な施設とほとんど変わらない保育事業が行われておるということを承知をいたしておりますので、そういうことを生かしていきながら、私どもとしてはしっかりとした市としての保育事業の責任は果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第46号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。(「1時から1時15分まで 暫時休憩をいただいて、条例について全協の開催を依頼をしたいんですが」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。

それでは、再開を1時15分といたします。

午後0時4分 休憩

午後 1 時18分 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑 を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。川原議員。

〇8番(川原 等君)

ちょっと1つだけ教えてください。

精神障害者へのサービスについてヘルパー派遣ができないということだと思いますけど、 あと障害者にはいろいろいらっしゃいますけれども、そういう方とこれはどういうふうにし てなっておるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えいたします。

この条例については、障害者自立支援法の施行によりこの条例が必要でなくなったということで、要するに、知的、身体、精神が障害者自立支援法のほうで執行されておりますので、そちらのほうでしている関係で、この条例については必要なくなったということで、今回、出しているものでございます。

以上ですけど。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

済みません、ちょっとわかりにくかったとですけど、あとそしたら、肢体不自由とか、目が不自由な方とか、そういう方は従来どおりということでなるわけですか。

それと、この精神障害者の方に対しては、別に何かこう、別な方法でサービスをされると いうことでしょうか。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

お答えいたします。

知的と身体については福祉課のほうでしておりまして、精神についてが保健環境課の健康 増進のほうでやっておりました。予算についてもそれぞれ別々で組んでいたわけですけれど も、障害者自立支援法が施行されまして、そのときに一元化をされたということで、うちで つくっておりました精神に関してのホームヘルパー派遣、いわゆるこれは家事援助等のこと ですけれども、これについてはもう障害者自立支援法の中でしていくということで、うちで つくっておりますホームヘルパー派遣条例については必要でなくなったということで、平成 18年10月からそちらのほうの法に基づいて実施をしているというところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

そしたら、サービス自体は前も後も変わらないということでよろしいですか。

〇議長(山口 要君)

本庁保健環境課長。

〇保健環境課長(本庁)(山口久義君)

そういうことでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について質疑を行います。質疑 ありませんか。平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

今の件について、私も塩田町のことも今のところ忘れましたけど、510,000千円の大金を随意契約ということに非常に素人ながら不安を感じておるわけですよ。何で随意契約をしなきゃいかんかと。結局、私は悪く判断をすれば、もともと日本下水道事業公団というところは天下り組織じゃないかというふうに私の思惑でか知りませんけど、思います。それで、その後に、またさらに、20年、21年、22年ですか、それぞれ入札を、そこを通してせにゃいかんと、全額をそこに通さんでちゃ、いろいろ企業はそういうふうに事業はあるのにどういうことかということでわかりませんから、担当課のほうからよろしく。

〇議長(山口 要君)

まち整備部長。

〇まち整備部長 (江口幸一郎君)

お答えをいたします。

今回の510,000千円の協定金額をお願いしている分につきましては、3カ年の工事の委託 の協定でございまして、それぞれ、平成20年が50,000千円、それから、平成21年が244,000 千円、平成22年が216,000千円というふうな金額で計3カ年の510,000千円でございます。

この金額につきましては、平成20年度の当初予算の中でも債務負担行為ということで、既に議決をいただいているところでございます。

日本下水道事業団との随意契約ということでございますけど、これはあくまでも事業団が 建設工事をするというふうなことじゃございません。委託ということで、嬉野市が事業団に 委託をお願いしまして、建設工事につきましては、それぞれ事業団が工事の設計書を組み上 げて、公募なり、あるいは指名競争なりをする仕組みになっておりまして、510,000千円に つきましては、工事費じゃなくて委託料というふうなことでお願いをしております。事業団 に随意契約ということでございますけど、嬉野市の浄化センターにつきましては、全体計画、 あるいは今既に1つのOD槽で運転をしておりますけど、これにつきましても、事業団のほうに委託をお願いいたしまして実施しているものでございまして、今回、事業団のほうに協定ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

私が言いたいことは、事業団とはただ随意で契約して、あとはそれぞれ各担当事業者がされると。もうそういうふうになりますから、ここにもそういうふうな職員さんが、技術者はおられませんですか。

〇議長(山口 要君)

まち整備部長。

〇まち整備部長 (江口幸一郎君)

2通りございまして、市で直営でするということと、それから、今回お願いをしております事業団に委託をお願いしてするということでございまして、実際言いまして、市の直営でするということになれば、それなりの相当の高度な技術を要する技術職員が必要でございまして、いろんな面で勘案いたしまして、それだけの技術を持った職員をもって直営でするというふうなことになりますと相当の資金も要りますので、事業団にお願いをしたというふうなことで、今回、協定の締結をお願いするものでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

なかなか納得しがたいところはありますけど、要は、随意契約なるものは今の時代では大体廃止されつつあり、できれば競争入札ですね、それが当然と思いますけど、これはなぜ必ずこの日本下水道事業団を経由せにやいかんかというとが私はちょっとなかなか腑に落ちんところでありまして、そうは言っても、恐らくあなたたちに言ってもこれは無理な話と思いますけど、やっぱり世の中少しずつ変えていかにやいかんなと、この組織の仕組みに私はちょっと疑問を感じて質問しておるわけです。そういう点では、どうせこの事業は進められておりますからそれでいいですけど、今後、あるときにはこういうなのとには少し疑問を抱くという気持ちも市当局もあらんと、何もかんも随意、随意じゃどうかと思いますので、これで終わりますが、何かあれば言ってください。

〇議長(山口 要君)

まち整備部長。

〇まち整備部長 (江口幸一郎君)

お答えをいたします。

議員の御質問のとおり、随意契約というのは、極力、市としても避けるような状況でございまして、今回の事業団との随意契約になった経緯につきましては、以前に今の浄化センターを事業団にお願いをしているというふうなことでいろいろな面でございまして、できるだけ指名競争入札なりを実施するようにしておりますので、今回につきましては、事業団との随意契約ということでお願いをしていることでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について質疑を行いま す。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

まず、議案書1ページから6ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案書6ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書7ページから15ページまで、歳入予算全部について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで歳入予算全部について質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出16ページから20ページまで、第2款.総務費から第6款.農林 水産業費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

1点だけお尋ねをしたいと思います。16ページです。

第8目の地域情報化推進費でありますが、このことにつきましては、上西川内、あるいは

広川原のCATVの延長工事であるということを説明いただきました。長年の懸案であった ことがやっと日の目を見るということで、まずお礼を申し上げたいというふうに思います。

今回は、一般財源と地方債ということで特例債が使用されておるんですが、過去においては、要するに企業に対する補助の制度があったと思うんですが、現在ではその補助制度というのは残っておるのか残っていないのか、まずお尋ねをしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

補助制度ですね、以前、上不動地区とか大舟地区なんかもこの工事をやっているわけですけど、そのときは電波、要するにテレビ用の電波が届きにくい難視聴地区ということで補助がございました。その補助自体はまだありますけれども、この地域については、それが該当しなかったということで、今回、特例債を使っての事業ということになりました。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

広川原についても水頭についても難視聴地域ではないわけですね。実際に行ってみると、全チャンネルが見られるというような映像のあり方ではないわけですね。だから、難視聴地域というのはNHKだけに該当させられるものか、あるいはほかの民放までそれが波及しておるのかというのが1点。

それから、もう1点は、赤仁田地区がもう1つ残っておったと思うんですよ。ここについてはどのような措置がされるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず今回の事業でございますが、一応、CATVの配線によるものでございますが、今回の事業は、ブロードバンドができる地域を広げるという事業でございます。ブロードバンドと申しますのは、テレビの受信じゃなくてインターネットができる環境をつくるというのがこの事業でございます、情報ですね。それに、今回の有線で工事を行うものでございます。

それから、赤仁田地区でございますが、ここについては、CATVの会社といろいろ協議をいたしましたところ自前で行うということでしたので、赤仁田地区はそれで行うと、広川原と上西川内だけは、今回、この特例債で活用して行うということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

そうすると、おおむね嬉野町内ではここで完備だというふうに思うんですね、嬉野市内においてまだこういった事業が未済というところがありますか、ありませんかということをお尋ねしておきたいし、それから、もしあるとすれば、いつごろになってこういう事業が取り組められるのか。ブロードバンドでもいいし、あるいはCATVでもいいし、こういった事業に取り組んで、早く情報がくまなく得られる地域にならなければならないということを考えますと、こういう僻地があってはならないというふうに思うわけですね。そこら辺についてお尋ねします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

まずブロードバンド関係の環境が整っている地域はというのは、インターネットを引ける 状態になっている地域というのは、嬉野ではもうこれで解消されます。ただし、有線テレビ ですね、今おっしゃっているのはそういうことだと思いますけど、有線テレビが見られない 地域というのはまだございますので、そこはまたこれから事業の計画的なものを進めなけれ ばいけないと思いますけれども、一応ブロードバンド関係についてはこれで100%環境は整ったということになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

〇7番(田中政司君)

もう一度確認といいますか、お聞きをしたいんですが、今回ブロードバンドの対応という ことなんですが、今、上西川内、広川原地区がブロードバンドに対応していないので、それ を解消するために何をどういうふうにするのかというのをまずお聞かせください。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

このインターネットの接続環境が、嬉野地区ではNTTの回線を使ったADSLですね、 この環境は全部整っております。それと、嬉野地区では有線を使ったインターネットもでき るという2つの環境が整っているということになります。ところが、吉田地区についてはA DSLがまだ行っておりません。この地域については、それができない環境になっておりましたので、この有線でその環境を整えるということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

ということは、上西川内、広川原地区に有線を引くということですよね、今回。ということは、要するに、それと同時にブロードバンドもできるけど、テレビも見れると。嬉野市が出しているいろんな情報も9チャンネルで見ることができる状態になるということですよね。じゃ、そうなれば、有線が普及していないのが、今おっしゃられました赤仁田地区、下岩屋の松尾地区、上岩屋の陣野地区ですよね。ほかにまだあるのかもわかりませんが、私が今、把握しているのはそれだけなんですよ。今回、ブロードバンド、ブロードバンドとおっしゃいますが、有線を引くのにですね、同じ有線を引くんだったら事業名がどうのこうのという話になるかもわかりませんが、そこら辺のことを加味して同時に行うことができなかったのか、この地域情報通信基盤整備事業という中で。そうすれば陣野地区でも松尾地区でも有線が引けて、そして同時にブロードバンドも両方、ADSLも使えるし、有線でのインターネットも使えるというふうになるわけですよ。なぜそこら辺の、同じやるならばそこまで考えられなかったのかどうなのか、そこら辺、ほかにもまたそしてあるのか。今、私が申しました以外にもそういう地区があるのかお聞かせください。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

まず有線テレビが見られない地域ですね、今、嬉野地区で。陣野地区があります。これは 8件、多分あると思います。それから、松尾地区ですね、ここが5件、ここは多分西湯岳の 分も入っているじゃないかと思いますけれども、その辺の地域です。今回の事業も、事業名 にあります事業は、県の支援をいただいて行う事業でもあります。県のほうがまず急いでい るのは、だれでもインターネット環境、要するにメールとか、ホームページとか、そういう のをまず見られるような環境をつくるというのが知事のマニフェストの中にもあり、今年度 まででその事業の支援があるということで、今回、それを先に着手をしたところです。

次に、先ほど申しましたように、有線テレビの関係については、まだこれから次の段階と 思いますけれども、テレビ会社と一緒にちょっと協議しながらどうなのか、とにかく有線テ レビになりますと、加入していただくのが第一条件ということになりますので、その辺もひ っくるめて、またきちんとしたニーズ調査をやっていきながらどうなのか、できるかどうか、 できればテレビ会社のほうに工事をしていただきたいというのはありますけれども、その辺 も協議していかなければいけないというふうに思っております。 以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

確かに陣野地区のことに関しては、私も以前、テレビ会社のほうとお話をしたことがあります。しかし、上岩屋の加杭というところから陣野というところまで電線はないわけですね。 それで新たにつくるのか、それとも陣野のほうを回るのか、藤山といって林道のほうに回るのかいろいろ話をそのときにしたときに、確かに8件という件数に対しての工事費等を考えれば、かなり大変だという話はお聞きをしております。

しかし、最後なんですが、確かに県の事業を受けてブロードバンドといいながら有線を引くんですよ。そこで、この際、有線を引くんだから、陣野や松尾や赤仁田地区やそこら辺を含めたところで、じゃ、どうなんだろうというそれぐらいの考えを持って行うことができなかったのかな。はなっからこの2地区だけに限定をして話を持っていかれたのか、計画をされたのか、そこら辺なんですよね、私が言いたいのは。だから、どうせならもうこの際――この際と言ったら言い方がおかしいかもわかりませんが、それぐらいの気持ちがあってこういう計画をしていただきたい。今後、また考えていくということでありますが、今後また考えるということであれば、そのときにやればよかったんじゃないのかなという気がするわけです。

最後に1つだけお聞きしたいのは、じゃ、いつごろにほかのところを、どういう事業で話し合いながら、あるいは赤仁田地区にはテレビ会社のほうからという話であったわけですが、ほかの地区に関しては、市としてどういうふうな要請をしていかれるのか。それと、この事業をするときに、頭の中に陣野地区や松尾地区があったのかなかったのか、最後にそれだけをお聞きいたします。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

当然、頭の中にはいっぱい入っておりました。別にないがしろにしたわけでも何でもありません。見積もりもとったし、その中で財政とも協議しながら、じゃ、今回はそういう吉田の環境であるならば、まずやろうということでしましたので、このような予算のお願いということでございます。

今後のことということでございますが、先ほど言いましたように、もう陣野地区について は補助事業はございません。何もありませんので、うちでするとすれば、全部単独事業とい うことになります。もちろん特例債が使える可能性はあると思います。できれば将来的なこ とも考えて、やっぱりテレビ会社のほうに事業ができないかなということで、今、相談もしているところです。ちょうど今、山内町のほうもこういう環境整備を行っているということで、ちょっと今の段階では嬉野までの事業費を回すことはできないというお話もされておりますので、だから、先ほど言いましたように、今後の課題です。当然うちの単独になりますので、特例債が使える間にできればとは思いますけれども、その辺もまたうちの内部の協議ということにもなりますので、計画として、ないわけではございませんので、ぜひその辺、御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

確認したいと思うんですが、先ほど三根課長が県の支援があるというふうにおっしゃった わけなんですが、市の予算でいくとあくまでも合併特例債なんですよね。そうなると県の支 援というのは、これとまた別に県独自で支援策があると考えていいんですか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

今回の予算にはつけておりませんけれども、今年度の事業が最後ということで県の支援があるということでございます。今、全体的な県内全部こういうことで整備をしておりますし、この前の新聞では、小城市が一億幾らとか載っておりましたので、そういうのを全部集計した後に、県のほうの支援についてはちょっと次年度になるということでございます。県もなかなか財政的に厳しいところがあるようでございまして、うちみたいに特例債が使えたら特例債を使った後のうちの実質負担がございます。それの半分を支援するというふうな内容をいただいております。支援が来るのは来年度ということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

ということは、25%の半分と考えていいわけですか、県からもらえるのは。一般財源の半分なんですか。今、一般財源5%、1,601千円ありますよね、その分の半分ということですか、それとも合併特例債95%ですよね、起債が25%やったですかね。だから、その25%の分の半分が県の支援と考えていいんですか、どちらなんですか。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

実質、うちの負担になる分ですね。ここの16ページの予算書でいきますと、まず地方債の29,000千円、上がっております。そのうちの県の支援が4,350千円あります。それから、一般財源で1,600千円、うちが使います。これの半分があるということで800千円、合計で5,150千円が、県が支援してくれるという内容になっております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

〇17番 (田口好秋君)

2点ほどお尋ねしたかったんですが、今、1点については、田中議員、神近議員がそれぞれ質問されましたので。

もう1点、これは教えていただきたいと思います。

工事請負の相手方は、多分、CATV、ケーブルテレビ会社と思いますが、塩田町もこのケーブルテレビ会社には出資をしておりますが、嬉野町時代に幾らしてあったのか、多分してあると思いますが、出資は幾らだったのか教えていただきたい。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

旧嬉野町の時代に今あるテレビ九州さんの出資には100千円でございます。 以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

16ページ、総務費の中の目の7.企業誘致費のことですけど、数年前からずっとこれは塩田町時代からも言ってきましたが、企業誘致費のことがやっと日の目を見て7月から測量をするという市長の答弁がありまして、本当に関係者、久間地区の方も希望があられてよかったのうというふうな印象じゃないかと思います。これについては、まず三根課長さんが87人の中通の方にいろいろ頭を下げて了解をもらわれたということに感謝しております。

ところで、3,320千円ですね、この団地測量は中通地区と聞いておりますが、時期的にはいつから大体いつごろに終わるわけですかね。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えします。

まず7目ですね、今回3,320千円の委託料をお願いしております。ちょっと追加説明で申しわけございませんけれども、今回、開発を7へクタール予定いたしております。それの測量ということで3,320千円ですね、造成測量ということになっておりますけれども、地形的な測量を行います。開発は7へクタールしますけれども、その周辺も含めて測量する必要がございますので、あそこは農道が通っておりますが、農道よりまた越えた部分の圃場の部分とか、それから向かい側のほうは市道が走っておりますけど、この市道を越えた部分もひっくるめて、全体で12へクタール程度になるかと思います。開発は7へクタールでございますけれども、12へクタールぐらいの測量ということになると思います。これは議会が議決をいただきますとすぐにでも発注をしたいというふうに思っております。ただ、もう田植えが始まっておりますので、非常にその辺は御迷惑をかけるかなと思いますけれども、早めに着手したいということで考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

何月何日から何月何日ごろというようなこと…… (「それは……」と呼ぶ者あり) わからんですか。

それでは、幸い、その辺を聞きましたけど、私が一般質問のときにも申しましたように、 非常に久間は中心部ですから工業団地がたくさんありますね、もちろん久間の工業団地のほ んな近くですからいいですけど、ここで進めて、そして、西山地区もせっかく地権者の方に は了解を受けておられますけど、今度の予算には上がっておりませんが、これが済んだら次 でもするという計画は、これは先の話ですけど、ありますかね。

〇議長(山口 要君)

企画課長。

〇企画課長 (三根清和君)

お答えいたします。

うちの予定としては、西山地区も含めて2カ所ということを選定いたしております。今回、中通地区からということで行いますけれども、西山地区については、今回いろんな一般質問をいただいておりましたので、いろんな活用がまだ可能かなということで、ちょっとその辺の活用先もひっくるめて少し検討させていただいて、次の段階ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

一般質問でも定住云々という話もありましたからそういうこともいいですけど、いずれにしても、地権者の方には初めのうちにどういうふうな話でいかれたのか、そこの基本的なことに、例えば工業団地のために西山地区もお願いしますと行かれたら、やっぱりそれを、もし変更する場合はその地権者にもそれぞれの納得される方法も言わにゃいかんし、ですから、そういう点については、地権者と一番大事かことは今は――地権者は一番大事かし、例えば1坪もやらにゃ、幾ら大型道路もでけんていうごた、非常に所有権の強い時代ですから、なるだけならこじれんごと、その辺は今後してください。やっぱり工業団地というてきとって今度は違うとったばいといって、いろいろあってもいかんけんが、その辺は部落の方とよく話されて、よろしく努力してください。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

もう1点教えてください。

18ページです。民生費の中の放課後児童健全育成事業の2,894千円の内容を教えてください

〇議長(山口 要君)

こども課長。

〇こども課長(本庁) (井上嘉徳君)

民生費、児童福祉費の児童福祉総務費、15節の工事請負費につきましてですが、放課後児 童健全育成事業ということで、工事請負費2,894千円の補正をお願いしております。

これにつきましては、当初予算で工事請負費を計上させていただいていたわけですが、加えて備品購入費もお願いしておったわけですが、発注するという段階では工事請負として発注したほうがよろしいということでありましたので、備品購入費の1,590千円をそっくり工事請負費に持っていくように費目を変えるということと、あと、まことに申しわけございませんでしたが、一部工事請負費の計上漏れがございましたので、その部分を加えまして2,894千円を補正させていただき、合計3,663千円の工事請負費とさせていただくものです。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

3,660千円ですか、工事請負費。結局、その備品費が減額になって工事請負費が2,894千円ということであるわけですが、今の御答弁の中では三百六十何万円が工事請負費ですか。当初予算と合わせてですね。(「はい」と呼ぶ者あり)そうすると、この放課後児童というのには学童というのは入っていないわけでしょう。

〇議長(山口 要君)

本庁こども課長。

〇こども課長(本庁) (井上嘉徳君)

放課後児童健全育成事業というのは、県のほうの補助金申請を申請するとき等の事業名で ございまして、実際嬉野地区で行っておりますふれあい教室、要するに学童保育のことでご ざいます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

そうすると、その学童保育の件について教育長にお尋ねをしたいと思いますが、今、ふれあい教室をあちこちで開催をされておるという実態があるわけですね。吉田小学校を1つの例にとれば、恐らく空き教室があると思うんですが、体育館の片隅でふれあい教室がされておるというような実態があるんです。ああいった体育館の片隅でふれあい教室をやるんじゃなくて、空き教室を利用したふれあい教室ができないかなというふうに私は思うんですね。今、体育館の中でもいろいろ小学生が放課後にはバレーをするとか、あるいは剣道をするとか、そういったのが毎日開催されておるわけですね。そういった中で、子供たちが体育館の片隅でふれあい教室に行って学んでおると、あるいは保育をされておるというような実情でありますので、もし可能であるとすれば、空き教室があるんだから空き教室を何とか利用できないだろうかなというのが私の実感なんです。そこら辺についてできるのか否かということをお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

空き教室の利用についてということですが、まず、空き教室については、今、少人数TT等で、常時空き教室はございません。それで、体育館のあそこの場所に持っていきましたのは、昨年までは吉田公民館のほうで実施をしておりました。ところが、遊戯の用具あたりがこっちにあって、運動場は小学校の運動場を使うということでございましたので、学校内でということで最初予定をしておりまして、それで最終的に学校の普通教室の棟の中ですると3階ぐらいしかないわけですね、無理にあけるとすれば。したがって、指導員の先生あたり

と協議をした結果、3階よりも今の場所がいいということで判断をされて、指導員の方の御意向を受けて今の場所を決定したという経緯がございます。したがって、学校側としては、管理上の問題もあるけれども、3階にというふうなことで空き教室を、特に整理をして空けてということで、一応、3月段階でいたしましたけれども、最終的には現在の場所がいいということで決まったようでございますので、一応そういったことで今進めているところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

19ページ行きます。

7目の茶業研修施設費のほうですね、この中で賃金が今回また補正として上がっているわけなんですが、燃料費については、当初予算はあくまでも推測であって、現在の燃料の高騰を考えれば、補正が出てくるのは当たり前かなという気がしたんですが、なぜ賃金が今回出てきたのかなという気がするわけですよ。

〇議長(山口 要君)

支所農林課長。

〇農林課長(支所)(松尾保幸君)

お答えをいたします。

今回、当初の時点では任期つき職員さん、それに加工関係の機械のお手伝いということで、 2人を半年間ということでお願いした予算でやっておりました。実は、平成21年のお茶まつ りといろんな事業が今から先入ってきて、1人の人員では対応できないというようなことも ございまして、今回お願いをしておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

それは今回、一番茶の研修センターの稼働の実績を見て1人では対応できないという状況が判明したのか、それとも、今おっしゃったように、21年度を見据えた段階を考えれば、あと1名増員せざるを得なかったのかという、どちらなんですか。

〇議長(山口 要君)

支所農林課長。

〇農林課長(支所)(松尾保幸君)

両方とも一応考えてのことでございまして、今後の施設の利用計画といたしまして、まず 品評会の鑑定技術研修会とか、品評会に出すときの講習会、それに機械点検講習会とか、製 造講習会、経営管理講習会、仕上げ茶の講習会、茶園の外の遠地の管理講習会と、そういったもろもろの講習会を、普及センター、茶業試験場、いろんな機関が応援を受けながらやるわけでございまして、1人体制ではどうしても無理がくるというようなことで今回お願いしております。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

〇7番(田中政司君)

同じく、19ページの農業農村整備費の工事請負費6,650千円、これについてお聞きをいた しますけれども、これはふるさと農道維持管理・修繕ということだと思いますが、これは 1,000千円の当初予算で、今回、6月で6,650千円の補正というのが当初予算の段階でなぜ出 なかったのか、場所としては、先ほど位置図として資料を机の上に置いてあったのでここだ と思うんですが、そこら辺のことについて説明をお願いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁農林課長。

〇農林課長(本庁) (宮崎和則君)

お答えをいたします。

ふるさと農道の件でございますけれども、これは農道の五町田から中村線というようなところでの舗装の補修工事ということで今回予算をお願いしておりますけれども、これは新年度の予算要求をする段階におきましては、今回この6,650千円の補正をお願いするような状況ではなかったわけでございます。

それで、この農道でございますけれども、車道幅員が6メートル、そして両サイドに2.5 メートルの歩道兼耕作道路兼駐車場というような状況であるわけでございます。そして、この農道は、基幹農道というようなことで嬉野市から鹿島市へつながるわけでございますが、非常に交通量が多いわけでございまして、それで、この予算要求をする時点等を考えましたら、急激に路面の傷みがひどくなってきたわけでございます。そして、ここは先ほど言いましたように、片側1車線の対面交通でございまして、雨天時には車道と歩道の間に水たまりができるような状況でございまして、車のすれ違いどきには、その場所によってでございますけれども、窓ガラスにその水がかかって一瞬見えなくなるような状況等で非常に危険なことだというようなことから、差し当たって事故防止のためにというようなことで、今回早急に補修をしたいということでお願いいたしておるところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

これ、先ほどの位置図というのを見ると、19年施工という部分もありますよね。平成19年に、ある程度補修をしてあるわけですよね、ある程度。平成20年度の当初予算を出すときということは、昨年の12月ごろということですか。(発言する者あり)ですよね。そのときにはそんなにわからなくて、ここ数カ月間――数カ月間といいますか、その段階で急にせんばなんやったというのが私にはちょっとわからんわけですよね。もう19年に1回やっているし、交通量が多いというのは私でもわかりますよね。塩田を抜けて鹿島市に行くのには近道ですから。ですから、なぜこういう1,000千円の当初予算しか立てていないのに、今回ここまで大きい金額が維持修繕で出てくるのかなというのがあるわけですよ。余裕があるということでしょう、補正でこれだけ組めるということは。ぎりぎりの予算要求を当初にしておくんじゃないんですか。こがん余裕のあっとですかと言いたいわけですよ。今回の補正でこれだけの金額が組めるということは、ここ数カ月間でこがん余裕のあったとですかということを言いたいわけですよ。ほかでかなり削られた予算なんかあるわけですよね。お願いしてもなかなかできない事業がありながら、ここで、補正で工事請負費でぼとっと上がってきているものですから、もう少しここら辺の計画性を持ってやっていただきたいというふうにお願いをしたいんですけど、再度。

〇議長(山口 要君)

本庁農林課長。

〇農林課長(本庁)(宮崎和則君)

お答えをいたします。

合併当初につきましては、その時点で、ここの農道の補修、修繕等につきましては20,000 千円程度というようなことで、もともと考えがあったということでございます。ただ、今、田中議員のほうから御指摘でございますけれども、私どもでは、今のところは悪いところの部分、部分というようなところでの補修ということで考えまして、先ほどおっしゃった19年度、それから20年度での予算をつけていただいた分というようなことでこれまで施工をしてきたわけでございますが、先ほど申しましたように、傷みが急激に出てきたというのは事実でございまして、それで、せんだってでございますけれども、どこに相談に行くのがよいのかわからなくて、実際、土木事務所の所長さんまでどなたか行かれたというようなことも聞いております。それで、今回6,650千円お願いしているわけでございますが、早急に私どもは事故防止のためにしたいということで、お願いをいたしておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

〇12番(太田重喜君)

関連しますけど、実は、きのうもけさもあそこを通ったわけです。確かにあの農道、あの 状態であれだけ大型車が通えば、小手先の補修をやっておって、何年ぐらいしたらまた補修 をやらにゃならんとお考えですか。またすぐやらにゃならんのじゃないですか、あれじゃ。

〇議長(山口 要君)

本庁農林課長。

〇農林課長(本庁)(宮崎和則君)

ただいまの御質問にお答えします。

確かに何年もつかというようなことでございますけれども、差し当たって今のところは緊急というようなことでお願いをいたしておるところでございます。ただ、農道整備事業というようなことで本格的に工事を実施いたしますと、特にあの近辺は軟弱地盤でございますので相当の費用がかかるわけでございますし、また、これからの計画ということになりますともう少し時間を要することになりますので、差し当たって事故防止のためということでお願いをいたしておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

太田議員。

〇12番(太田重喜君)

結局、農道だから通行規制がきかないわけでしょう。しかし、あれだけの道をつくるとだれでも通りますよね。それで、恐らくそのくらいの今度の予算ぐらいであれだけやって、毎年世にやならんのじゃないですか、それじゃ。軟弱地盤というのは道をつくるときから、当初からわかっておったはず。つくってしもうて、確かに維持管理していかんばらん。それならそれのごともう少し抜本的にせんぎ、ごっといそこはせんばらんとやなかにゃ、そこんたい。どぎゃん思う。

〇議長(山口 要君)

本庁農林課長。

〇農林課長(本庁)(宮崎和則君)

したがいまして、先ほど申しましたように、今後、本格的な舗装工事ということになりますと農道整備事業に申請ということになりますけれども、そこら辺については、今後、財政のほうとも打ち合わせをして進めていきたいと考えておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

〇6番(副島孝裕君)

16ページ、9目.地域振興事業費についてちょっとお尋ねします。

補助金のコミュニティ助成事業4,700千円については、多分これは自治宝くじの普及に関する事業だと思いますので、後でこれ課長に資料をいただきたいと思います。それで、その下のまちづくり活動支援制度について御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

地域振興課長。

〇地域振興課長(本庁)(中島文二郎君)

お答えをいたします。

まちづくり活動支援制度の269千円ですけれども、これは、佐賀県が平成20年度に佐賀県まちづくり活動支援事業として応募があって、その中でNPOの潮高満川が、川港・塩田津の元気老人がつくる居蔵づくりの民家「お蔵の茶屋」交流拠点事業として採択がなったところでございます。この採択の条件として、市町村の20%の負担金が要るというようなことで、全体事業費が1,345千円、県が80%の1,076千円、市のほうが20%の269千円というようなところでございます。これは、県内で6団体が選定を受けている事業でございます。

以上でございます。(「結構です。わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで第6款.農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、歳出21ページから26ページまで、第8款.土木費及び第10款.教育費について質疑を行います。質疑ありませんか。芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

22ページをお願いします。

一般質問の続きじゃないですけど、スクールソーシャルワーカーが3人で今年度から導入 ということなんですけど、大体どういうことをなさるかということ、一応それだけをお願い いたします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えをいたしたいと思いますが、スクールソーシャルワーカー活用事業という名称でございます。新規の事業でございまして、学校に福祉のプロをというキーワードで、例えば、登校拒否でありますとか、いじめでありますとか、あるいは暴力行為、虐待等の子供たちを見ますと、家庭にいろいろ問題がある家庭が多いわけでございます。そういった意味で、家庭に問題のある子供たちをサポートするというような形の中で導入されたものでございます。活用事業ということですので、これから計画をしていくわけでございますけれども、学校が家庭と、例えば、登校拒否に関してとりますと、登校拒否の子供たちの起因といいましょ

うか、原因といいましょうか、そういうものを見ていったときに、本人にかかわる問題は3

分の1ぐらい、それから学校に起因するものが3分の1ぐらい、あと3分の1ぐらいは、ざ

っと家庭に起因する部分があるわけですね。したがって、家庭に起因する部分あたりは、学校で担任なり、それぞれの教育相談あたりが入ろうとしてもなかなか入れない部分があるわけです。したがって、そういったところにソーシャルワーカーの方に入っていただいて、そして、家庭と学校との橋渡しというんでしょうか、そういう役割を果たしていただきたいというようなことで想定をしているところでございます。

したがいまして、場合によっては福祉関係につなぎをとっていただく場合もありますし、 あるいはボランティアとか、警察とか、あるいは生活保護あたりの申請であるとか、そうい った部分あたりにいろいろ橋をつないでいただくというふうなことまで想定しております。 以上でございます。

〇議長(山口 要君)

芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーの年間稼働日数ですね、それと、どういう資格を持っていらっしゃるかというのと、すべての学校に配置していただけるのかというところですね。それと、ほかにアドバイザーとか、スクールカウンセラーとかいらっしゃいますけど、この方たちと連携をとられて行動なさると思うんですけど、連携の会議とかの日数ですね、どれぐらい連携をとって行動なさるのかという4つですね、それをちょっとお聞きしたいと思いますけど。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

まず1点目ですけれども、大体1日に6時間御勤務をいただく、そして毎日ということですから、月から金までということで、本年度は9カ月間というふうに考えております。手当として、報酬としては月150千円ぐらいを予定いたしております。

それから、人材としてはやはり教育と福祉の両面に堪能な方が一番望ましいわけでございますので、そういった点では、社会福祉士でありますとか、精神保健福祉士あたりの資格を持っていらっしゃった方が一番最高だなというふうに思っておりますけれども、そのほか行政経験の非常に詳しい方ですね、それから、教育の教員免許あたりを持った方をぜひというふうに思っているところです。

それから、活用関係でございますけれども、一応3名をそこで上げておりますので、1名は先般の一般質問のときにお伺いいたしましたけれども、嬉野中学の復帰教室のほうにはめたい、あと2名の方は嬉野にあります適応指導教室に配置をいたします。そして、そこの適応指導教室が国費でとっております2名と合わせて4名になるわけでございますので、その

4名の方と連携を組んで、そして、塩田中あたりがその次に多いものですから、そこら辺に 配置をしていきたい。塩田中にはもちろん、心の教室相談員が常時おります。そういう方々 あたりと連携をとりながら深めていきたいと思っております。

それから、研修等につきましては、一応予定は考えておりますけれども、年間、例えば定期的に、スクールアドバイザー、カウンセラーを含めた適応指導教室の研修会をしておりますので、そういう中に入ってやっていただきたいと思いますし、具体的な部分では、嬉野中あたりは「不登校を考える会」というのを持っております。そういう会あたりにも親さんの会がございますので、そういう会にも入っていただくというふうなことで、そういった連携は教育相談関係の皆さんと一堂に会して高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

ありがとうございました。佐賀市では18名ですので、人口からすると3名いただいたということは大変貴重な人材をいただいたということで有効に本当に活用していただければと思います。今まで不登校で、本当に大人になって何の手だてもなく成人になっていらっしゃる方がかなりいらっしゃるので、期待をしております。

それと、親の会ですね、これに参加できない親の方もいらっしゃると思いますので、なるべく多くの親の方が考える会、あるいは支援する会に参加していただくような、そういう手だてをしていただきたいと思います。

それともう1つは、今度、学校評価の中に取り入れられると思うんですけど、学校評価の中にこういう成果が公表していただけるのかどうかお尋ねしたいと思いますけど。このスクールソーシャルワーカーのですね、なかなかプライベートな面があると思うんですけど、そこら辺が公表の対象になっているのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

評価については、長所、短所を見つけてということで、短所を長所に変えていくという取り組みをするわけでございますので、そういうところで見ていきますと、このスクールソーシャルワーカー等で、特に登校拒否の子供さんたちを持つ親さん、あるいは本人ですね、非常にデリケートでございますので、公表することについては非常に慎重さを期さないとと思っておりますので、そこについては、今後の課題として検討をさせていただきたいと思います。というのは、相談というのは相談者と面談者の秘密を原則にしております。したがって、公開をするということになると、そこに秘密を破られるということになると教育相談が成り

立ちません。そういう視点もございますので、慎重に対応する必要があるというふうに思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

ソーシャルワーカーなんですけれども、今日までは、精神科医、あるいは心理士さんがいるんな対応をされていたわけですね。今度は社会福祉士さん、ソーシャルワーカーさんをこの対策に導入をしたというのは、何らかの今日までのいろんな対策を踏まえた中での変更なのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。というのは、私どもが単純に素人から見れば、福祉関係、社会福祉士さんはそういうのに対応できるのかなという一面もあるわけですよね、この人たちは国家試験じゃなくて資格としてあるわけですね、そこら辺が今回大丈夫なのか。それと、報酬が3人で4,050千円ということで、月にすれば、1人年間1,300千円ですか、そのぐらいの報酬で社会福祉士あたりの資格を持った人がやっていけるのか、それとも、現行嬉野の施設におられる方を臨時的に、このような報酬をやりながらやっていただくという考えなのか、そこら辺御答弁をいただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

社会福祉士というのは、今おっしゃるように資格認定ですね。したがって、例えば、西部福祉あたりには家庭を訪問して相談をいただく方あたりはいらっしゃって、例えば、県でいきますと、観光課にいらっしゃった方が福祉に行かれて、そして、勉強されて資格をとるというスタイルもございますので、そういった点では学校訪問、あるいは家庭訪問をする際に、単独ではなくて、チームを組んで訪問していただこうというふうに思っているわけです。ですから、初めての活用事業でございますので、どう活用しなければならないというのはないわけでございますので、私が望んでいるのは、教育と福祉と両方持っていらっしゃる方がなおいいわけですけれども、もし募集をした場合に、片方だけだとすれば、教員免許証とかを持って既に相談を担当している者もおりますので、そういう方とチームを組んで、訪問活動あたりには参加をしていただくというふうなことを思っております。

そういったことで、活用のところを都会であれば非常にいいんではないかなというような ことを思っております。

それからもう1つ、先ほど挙げた中で新しい部分でございますけれども、精神福祉士というのがございまして、ここら辺は非常に歴史も浅いので若い方しか資格がございません、国家試験ですこれは、調べてみますと。したがって、おっしゃるような150千円ぐらいのレベ

ルではとても無理ではないかなというような気持ちもあります。しかし、一応、想定として はそういったことを想定しておりますので、私ども考えているところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

ちょっと関連して質問ですが、それはわかったんですけれども、社会福祉士さんも意外と 若い人が多いんですよね。そういう中で対応ができるのかという危惧をする、報酬面も含め て心配したんでそういう質問をしたわけです。

そしてもう1つ関連する分で、適応指導教室の対応もされるわけですよね、2人の方が。 参考までにお伺いしたいのは、現状の適応指導教室に通っている子供、旧嬉野町、旧塩田町 を含めてどのぐらいおられるのか。それと、特に塩田地区からは何名さんぐらい逆におられ るのか、そこら辺だけお答えいただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

一応、昨年のとは、前回、御報告をしていたと思いますけれども、19年度は8名通っている。そして、復帰教室に戻っていってということで、最終的には延べ11名、そのうち塩田のほうからが1名通っております。そして、現在は4名通っております、今月。そのうち嬉野中学校が3名、吉田小学校が1名ということで、現在4名通ってきております。そういう状況です。(「塩田からは、なしですね」と呼ぶ者あり)なしです。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

今、山田議員の関連質問ですけれども、塩田から1名というふうなことで、現在4名が対象者なんですが、この方の指導に当たっては、学校の教育時間があるわけでしょう、その時間を割いて指導されているのか、そこあたりをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

(「適応指導教室のですか」と呼ぶ者あり) はい。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

適応指導教室には、一応基本的には2人常駐をしております。子供さんによっては、午前 中見える場合があります。午後からしか来られないという子もおります。だから、制服を着 てこなくて私服で来る子もおりますので、それはもう自由です。そして、来て、あそこは図書館もありますので読書をしたいというのもありますし、それから、学校の帰りに寄って、上の体育館に上がって汗いっぱい流して運動をして帰る子もおります。そういったこともありますし、ただもう勉強しないで手作業のかごをつくるとか、そういった折り紙をするとかいろんな小道具を使って過ごすというのがあります。ですから、あくまでも本人の一人一人のレベルが違いますので、勉強をしたいという子には勉強の指導をするというようなことで教員免許証を持っている方ということで対応いたしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

〇7番(田中政司君)

21ページ、せっかくですので土木費を聞いてみたいと思います。

5目.公園管理費、都市公園の委託料で2,630千円というのが計上されておるわけですが、都市公園というのが、たしか轟の滝西公園、川端緑地公園、各児童公園ということで理解をしております。その中で、当初6,610千円の都市公園の委託料、ダム周辺と樹木管理ということで、610千円と6,000千円とあるわけですね。今回、都市公園の委託料の2,630千円というのがどういうふうな委託の内容なのかというのを、まずどこへどういう作業の委託なのかというのをお聞きいたします。

〇議長(山口 要君)

支所建設課長。

〇建設課長(支所) (一ノ瀬良昭君)

お答えいたします。

この件につきましては、嬉野地区は12カ所の公園があります。この分について、平成19年度までは委託職員と臨時職員で3名作業を行っていましたけど、当初予算の計上ミスという形、人材派遣センターによる計上漏れという形の中で、今回、嬉野市のシルバー人材センターにお願いするもので、この分についての人件費という形の委託料でございます。

以上でございます。(「何名分」と呼ぶ者あり)人間につきましては、シルバー人材センターに委託しますので、その分については面積で計算をしております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そしたら、ここの当初予算の人材派遣、公園と管理4名とありますけれども、ここら辺と の関係というのはどういうふうになってくるんでしょうか。

〇議長(山口 要君)

支所建設課長。

〇建設課長(支所) (一ノ瀬良昭君)

お答えします。

その件につきましては、総合運動公園の委託料でありまして、今回は都市公園の委託管理 ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで第10款. 教育費までの質疑を終わります。

次に、27ページから28ページまで、給与費明細書補正及び地方債の調書補正の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで地方債の調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第55号全部の質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計 補正予算(第1号)全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 嬉野市教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

提出者、山口榮一議員の登壇を求めます。

それでは、発議第5号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで発議第5号の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では6月16日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、6月16日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、6月16日は休会とすることに決定いたしました。 本日はこれで散会いたします。

午後2時32分 散会